

# 鷹栖町地域防災計画

令和7年3月

鷹栖町

## 目次

第1章	総則	
第1節	計画策定の目的	1
第2節	用語の定義	2
第3節	計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節	計画の修正要領	3
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第6節	住民及び事業者の基本的責務等	9
第2章	鷹栖町の概況	
第1節	自然的条件	11
第2節	災害の概況	12
第3章	防災組織	
第1節	防災会議	14
第2節	災害対策本部	15
第3節	職員の動員計画	20
第4節	住民組織等への協力要請	23
第5節	気象業務に関する計画	23
第4章	災害予防計画	
第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	28
第2節	防災訓練計画	30
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	31
第4節	相互応援（受援）体制整備計画	32
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	34
第6節	避難体制整備計画	36
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	40
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	44
第9節	消防計画	45
第10節	水害予防計画	48
第11節	雪害予防計画	48
第12節	融雪災害予防計画	49
第13節	土砂災害予防計画	50
第14節	積雪・寒冷対策計画	51
第15節	複合災害に関する計画	53
第16節	業務継続計画の策定	53
第5章	災害応急対策計画	
第1節	災害情報収集・伝達計画	58
第2節	災害通信計画	60
第3節	災害広報・情報提供計画	62

## 目 次

第4節	避難対策計画	64
第5節	応急措置実施計画	72
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	73
第7節	広域応援・受援計画	76
第8節	ヘリコプター等活用計画	77
第9節	救助救出計画	78
第10節	医療救護計画	79
第11節	防疫計画	80
第12節	災害警備計画	82
第13節	交通応急対策計画	83
第14節	輸送計画	88
第15節	食料供給計画	90
第16節	給水計画	91
第17節	衣料、生活必需物資供給計画	92
第18節	石油類燃料供給計画	93
第19節	上下水道施設対策計画	94
第20節	応急土木対策計画	95
第21節	被災宅地安全対策計画	96
第22節	住宅対策計画	98
第23節	障害物除去計画	101
第24節	文教対策計画	101
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	103
第26節	家庭動物等対策計画	105
第27節	応急飼料計画	105
第28節	廃棄物等処理計画	106
第29節	災害ボランティアとの連携計画	108
第30節	労務供給計画	110
第31節	職員派遣計画	111
第32節	災害救助法の適用と実施	112
第6章 地震災害対策計画		
第1節	地震の想定	114
第2節	災害予防計画	116
第7章 事故災害対策計画		
第1節	道路災害対策計画	118
第2節	危険物等災害対策計画	122
第3節	大規模な火事災害対策計画	125
第4節	林野火災対策計画	127
第5節	大規模停電対策計画	129
第8章 災害復旧・被災者援護計画		
第1節	災害復旧計画	131
第2節	被災者援護計画	132

資 料

- 資料 1 災害対策基本法（抄）
- 資料 2 水防法（抄）
- 資料 3 災害救助法（抄）
- 資料 4 災害救助法施行令（抄）
- 資料 5 鷹栖町防災会議条例
- 資料 6 鷹栖町災害対策本部条例
- 資料 7 北海道広域消防相互応援協定
- 資料 8 鷹栖町水防計画
- 資料 9 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- 資料 10 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目
- 資料 11 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

## 第1章 総則

### 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、水防法（昭和24年法律第193号）第33条及び鷹栖町防災会議条例（昭和38年条例第1号）第2条第1号の規定に基づき、鷹栖町防災会議が作成する計画であり、鷹栖町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて、住民をはじめ観光客や外国人等、北海道に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災業務全般にわたり計画的、迅速、的確に実施するため、次の事項を定め本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 鷹栖町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等の処理すべき防災上の事務、又は業務の大綱の作成及び調整に関すること。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災組織に関すること。
- 3 気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等、災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食糧供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17の達成に資するものである。



※ 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

No	用語	意義
1	基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 資料1
2	水防法	水防法（昭和24年法律第193号） 資料2
3	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号） 資料3
4	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
5	防災会議	鷹栖町防災会議
6	本部（長）	鷹栖町災害対策本部（長）
7	町計画	鷹栖町地域防災計画
8	災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
9	防災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災
10	防災関係機関	鷹栖町防災会議条例（昭和38年鷹栖町条例第1号）第3条第5項に定める委員の属する機関
11	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、災害時に特に配慮を要する者
12	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
13	複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

### 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

町計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び道、防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性、高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。
- 6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。
- 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

### 第4節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町計画に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

- 1 修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。
  - (1) 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
  - (2) 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
  - (3) 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
  - (4) 新たな計画を必要とするとき。
  - (5) 防災基本計画の修正が行われたとき。
  - (6) その他防災会議会長が必要と認めたとき。
- 2 前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 地方自治体

関係機関名	事務又は業務
鷹栖町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議に関する事務を行うこと。</li> <li>2 本部の設置及び組織の運営を行うこと。</li> <li>3 防災に関する組織の整備、資材の備蓄、地域内の災害予防・応急対策の総合調整に関すること。</li> <li>4 防災訓練の実施及び防災思想の普及に関すること。</li> <li>5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。</li> <li>6 被災者の救助、傷病者の救護及び遺体の捜索・収容を行うこと。</li> <li>7 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。</li> <li>8 避難に関する情報の発令及び避難者の収容に関すること。</li> <li>9 清掃、防疫、保健衛生、環境衛生、食品衛生に関すること。</li> <li>10 緊急輸送の確保、交通規制等に関すること。</li> <li>11 災害ボランティアの活動環境の整備に関すること。</li> <li>12 住宅の応急対策その他保護に関すること。</li> </ol>
鷹栖町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導に関すること。</li> <li>2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>3 文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。</li> <li>4 町立学校における防災教育に関すること。</li> </ol>

2 消防機関

関係機関名	事務又は業務
旭川市消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動を行うこと。</li> <li>2 水防活動を行うこと。</li> <li>3 災害時における住民の生命、財産の保護に関すること。</li> <li>4 その他消防業務に関すること。</li> </ol>
旭川市鷹栖消防署	
鷹栖町消防団	

3 指定地方行政機関

関係機関名	事務又は業務
北海道総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</li> <li>2 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援に関すること。</li> <li>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</li> <li>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</li> <li>5 電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</li> </ol>

第1章 総則

北海道開発局 旭川開発建設部 旭川河川事務所 旭川道路事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。</li> <li>2 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること</li> <li>3 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣に関すること。</li> <li>4 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。</li> <li>5 直轄河川及び直轄ダムの整備並びに災害復旧に関すること。</li> <li>6 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること。</li> <li>7 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること。</li> <li>8 補助事業に係る指導、監督に関すること。</li> </ol>
北海道財務局 旭川財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。</li> <li>2 災害時における有価証券の喪失及び売買取引に伴う受渡し遅延等に対する特例措置の要請に関すること。</li> <li>3 地方公共団体の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融資に関すること。</li> <li>4 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。</li> <li>5 災害時における地方公共団体、水害予防組合、土地改良区への国有財産の無償使用又は無償貸付に関すること。</li> </ol>
北海道農政事務所 旭川地域拠点	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること
旭川地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</li> <li>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に務める。</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</li> </ol>
北海道森林管理局 上川中部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林野火災の予防対策に関すること。</li> <li>2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。</li> <li>3 災害時において、地方公共団体等の要請による緊急復旧用材の供給に関すること。</li> <li>4 災害対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関すること。</li> </ol>

4 自衛隊

関係機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第2師団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。</li> <li>2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。</li> <li>3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。</li> </ol>

第1章 総則

5 上川総合振興局

関係機関名	事務又は業務
地域創生部危機対策室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上川地域災害対策連絡協議会に関すること。</li> <li>2 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材等の備蓄等その他災害予防措置に関すること。</li> <li>3 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。</li> <li>4 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。</li> <li>5 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の総合調整を図ること。</li> <li>6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。</li> </ol>
旭川建設管理部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所轄する道路及び河川について、維持管理、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。</li> <li>2 水防活動の技術指導に関すること。</li> <li>3 被災地における交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。</li> <li>4 管理河川の水位観測及び水防警戒を行うこと。</li> </ol>
南部森林室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。</li> <li>2 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。</li> <li>3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。</li> <li>4 災害時において町長の要請のあった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。</li> </ol>
保健環境部保健行政室 (上川保健所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における水道施設の復旧及び死亡獣畜処理の業務について町に指導助言を行うこと。</li> <li>2 災害時における防疫措置に関すること。</li> <li>3 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。</li> <li>4 災害時における医療救護活動を推進すること。</li> <li>5 食品衛生の指導、監視に関すること。</li> </ol>
上川農業改良普及センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>2 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導を行うこと。</li> <li>3 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。</li> </ol>
上川教育局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。</li> <li>2 児童及び生徒に対する防災に関する知識の普及に関すること。</li> <li>3 避難等に係る公立学校施設の使用に関すること。</li> <li>4 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。</li> </ol>

6 北海道警察

関係機関名	事務又は業務
北海道警察旭川方面 旭川中央警察署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集に関すること。</li> <li>2 広報活動に関すること。</li> </ol>
鷹栖駐在所	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 住民の避難誘導、救出・救助活動及び遺体の検死に関すること。</li> <li>4 被災地における交通秩序の保持に関すること。</li> </ol>
北野駐在所	<ol style="list-style-type: none"> <li>5 災害に伴う各種犯罪の予防、取締り等に関すること。</li> <li>6 危険物に対する保安対策に関すること。</li> </ol>
北斗駐在所	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。</li> </ol>

第1章 総 則

7 指定公共機関

関係機関名	事務又は業務
日本郵便(株)鷹栖郵便局	郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
日本郵便(株)旭川東郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 2 郵便の非常取扱いに関すること。
日本放送協会旭川放送局	1 気象予報（注意報を含む）、特別警報、警報及び情報等並びに被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。 2 防災に関する知識の普及に関すること。
東日本電信電話(株)北海道事業部北海道北支店	1 通信設備等の防災対策に関すること 2 重要通信の確保に関すること。 3 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
(株)NTTドコモ北海道支社	
KDDI(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
日本銀行旭川事務所	1 災害時における通貨の円滑な供給を確保すること。 2 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置を行うこと。 3 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請を行うこと。
北海道電力ネットワーク(株)道北統括支店	1 電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
日本赤十字社北海道支部上川地区	1 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 2 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整を行うこと。 3 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
東日本高速道路(株)北海道支社旭川管理事務所	高速道路の維持、修繕、被害復旧及びその他の管理を行うこと。

8 指定地方公共機関

関係機関名	事務又は業務
一般社団法人上川郡中央医師会	災害時における救急医療業務を行うこと。
一般社団法人北海道薬剤師会旭川支部	災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと。
公益社団法人北海道獣医師会上川支部	災害時における家庭動物の対応を行うこと。
大雪土地改良区	1 土地改良施設の防災対策を行うこと。 2 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。
旭川地区バス協会	災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。
社会福祉法人鷹栖町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資斡旋 2 ボランティアの受入れ調整に関すること。

第1章 総 則

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

関係機関名	事務又は業務
たいせつ農業協同組合	1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2 被災組合員に対する資金の融資及び斡旋を行うこと。 3 農業生産資材及び生活物資及び救援物資の確保・斡旋を行うこと。
あさひかわ農業協同組合	
上川中央農業共済組合	1 農作物、家畜の被害調査及び報告並びに診療に関すること。 2 被災組合員に対する災害補償を円滑に行うこと。
鷹栖町森林組合	1 所管施設の災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 2 被災組合員等に対する融資及び斡旋を行うこと。
鷹栖町商工会	1 災害時における物価の安定及び救援物資の確保について協力すること。 2 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋を行うこと。
浅井医院	1 災害時における緊急医療業務を行うこと。 2 被災時の病人等の収容、保護をすること。 3 災害時において医療防疫対策について協力すること。 4 医療対策本部が設置された場合に医療部隊を編成し、緊急医療活動を実施すること。
危険物関係施設の管理者	所管施設の災害予防及び災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
一般運送業者	災害時における救助物資等の緊急輸送について関係機関への支援を行うこと。
旭川ケーブルテレビ(株)	災害時における避難情報等の伝達に関すること。

10 その他

関係機関名	事務又は業務
鷹栖町町内会長	行政区自衛用組織及び災害の通報、連絡、調査に関すること。
地域運営組織	1 避難所の開設、運営に関すること 2 自主防災組織の育成に関すること。
鷹栖町赤十字奉仕団	1 避難所の開設協力に関すること。 2 炊事等の全面協力をすること。

## 第6節 住民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうるあらゆる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進するものとする。

### 1 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。
- ケ SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

#### (2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者、避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所等での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町及び防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動
- キ インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

### 2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
  - イ 防災体制の整備
  - ウ 事業所の耐震化の促進
  - エ 予想被害からの復旧計画策定
  - オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
  - カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
  - キ 取引先とのサプライチェーンの確保
- (2) 災害時の対策
- ア 事業所の被災状況の把握
  - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
  - ウ 施設利用者の避難誘導
  - エ 従業員及び施設利用者の救助
  - オ 初期消火活動等の応急対策
  - カ 事業の継続又は早期再開・復旧
  - キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- 3 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進
- (1) 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下、「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
  - (2) 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
  - (3) 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要に応じ、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
  - (4) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。
  - (5) 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町の防災体制の充実を図る。

第2章 鷹栖町の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

鷹栖町は、北海道のほぼ中央部に位置し、東西南は旭川市と、北は和寒町と隣接し、その面積は139.42km<sup>2</sup>である。

東端	東経	142度25分42秒
西端	東経	142度16分34秒
南端	北緯	43度47分18秒
北端	北緯	43度57分39秒

2 地勢及び地質

(1) 地勢

鷹栖町は、南東にかけて遠く大雪、十勝連峰をのぞみ、北西にかけては標高500m程度のキトウシ山脈と半面山脈が馬蹄状にとりまいている。

主な山として、チライネヌプリ（千歳山）446m、カムイシリ（白妙山）577m、イセツヌプリ（雄鷹山）576m、イアネヌプリ（雲井山）489m、奥清水山470m、天神ヶ峰426m、半面山359mなどがある。

鷹栖町の北西部に馬蹄状の山々、南西部は小高い丘陵地で旭川と接し、その中間にオサラッペ川が貫流し、盆地状の地形をなしている。

オサラッペ川の下流は、嵐山付近で石狩川と合流し、上流には6号川、シュمام川、イブンペウシ川、チライウエンベツ川の支流河川をだいている。

(2) 地質

上川盆地は扇状地堆積である。鷹栖町の丘陵地帯は、火成岩、変成岩、中生層で段丘地帯は第4紀古層（湖成洪積土）、平坦地は第4紀新層（河成沖積土、低位泥炭土）で構成されている。

3 気象

本町は、上川盆地の内陸的気候を帯びて寒暖の差が大きく、7月中旬から8月上旬にかけては30℃を超える日も続き、また、1月から2月に至る間、稀にはマイナス25℃をさらに下回ることもある。ここ10年間の年平均気温は7.2℃、また5月から9月に至る農耕期の平均気温は31.3℃で、水稻の主産地形成を容易にしている。

年間平均降水量は1,110mm前後で、ここ数年は多めに推移しており、うち農耕期間中は平常年550mm前後、7月から9月にかけてその量が多い。9月下旬から10月初旬に初霜が降り、また、5月中、下旬に晩霜を見ることもあるが、ときにこの目安を超える降霜は、農作物の生育、農作業の進捗に大きな影響を及ぼすことがある。

[気象概況]

(単位：℃、mm)

観測年	西暦	気温			年間降水量
		平均気温	最高気温	最低気温	
平成 27 年	2015	6.7	31.2	-29.5	879
平成 28 年	2016	6.2	33.3	-28.7	1152.5
平成 29 年	2017	7.0	33.6	-22.5	1159
平成 30 年	2018	6.5	33.4	-26.5	<b>1504.5</b>
令和 元 年	2019	6.7	34.0	-27.5	1091
令和 2 年	2020	7.0	32.7	<b>-30.0</b>	788.5

## 第2章 鷹栖町の概況

令和 3 年	2021	7.3	37.7	-28.7	1039
令和 4 年	2022	7.4	31.7	-25.6	1193.5
令和 5 年	2023	8.9	37.0	-28.7	1386.5
令和 6 年	2024	8.2	35.2	-26.0	1034※
10年間平均		7.2	33.9	-27.4	1112.5

※令和6年11月以降、観測方法の変更により、雪の降水量は計測していない。

鷹栖町産業振興課による気象観測データ

### 第2節 災害の概況

本町地域内で発生した過去の主な風水害は、概ね次のとおりである。

年月日	災害の種類	災害の概要
明治31年7月	風水害	住宅被害 流失：21戸 浸水家屋：168戸 被害総額 122,857円
明治34年8月～9月	水害	住宅被害 流失：22戸 浸水家屋：523戸 被害総額 66,030円 (オサラッペ川流域被害額)
大正7年8月	水害	河川氾濫、被害総額 211,560円
大正8年7月	水害	河川氾濫、被害総額 329,136円
大正9年9月	水害	死者2名、橋梁6箇所流失 被害総額 約30万円
昭和9年4月	融雪水害	近文橋、北野橋、白河橋流失
昭和29年9月	風水害 (台風15号)	住宅全壊46戸 住宅半壊118戸 農業被害 約5,000万円 (災害救助法適用) 被害総額 1億3201万円
昭和30年7月～8月	水害	町水害対策本部設置 自衛隊・警察の救援を得て、水中 孤立した8戸21名を救出。 (災害救助法適用) 被害総額 2億6082万円
昭和39年8月	水害	家屋浸水174戸
昭和45年8月	水害	家屋浸水155戸 被害総額 約6,000万円
昭和50年8月	水害	床上浸水35戸 床下浸水77戸 被害総額 2億5221万円
昭和56年8月	水害	総降雨量266mm 農業被害額 2億5300万円 土木関係(河川、道路、橋梁等)被害額8700万円 被害総額 3億4000万円
平成3年9月	水害	総雨量145mm 農地一部冠水

第2章 鷹栖町の概況

平成16年9月8日	風害 (台風18号)	住家被害 一部破損：131戸 非住家被害 全壊：55件 半壊：386件 一部破損：18件 農作物被害 田：137件(255ha) 営農施設：1,347件 林業被害 33件 文教施設被害 2件 被害総額 3億1491万円
平成22年3月21日	風害	住家被害 一部破損：4戸 非住家被害 全壊：1件 一部破損：6件 農作物被害 営農施設：179件
平成26年8月5日	水害	家屋浸水15戸 床上浸水6戸 床下浸水9戸 被害総額約1,900万円
平成30年9月6日	地震 (胆振東部地震)	震度4 全道でブラックアウト 停電時間37時間(最長)
令和5年8月9,10日	水害	局地的な豪雨 住家床下浸水 5戸 道路の砂利流出 法面崩壊による排水路閉塞
令和6年7月24日	水害	町内での12時間総雨量177mmと記録的な豪雨 住家床下浸水 7戸 事業所浸水被害 15件 道路の砂利流出 法面崩壊による排水路閉塞

雪害の状況については、下記のとおりで農業被害は過去最高額となった。

昭和58年10月6,7日	降雪害	水稻被害面積 2,335ha 被害減収量 2,449トン 水稻被害見込額 6億9,992万円 畑作被害見込額 1,545万円
--------------	-----	---

また、その他にも、低温や豪雪、霜、雹などの発生により、農業災害（農作物への被害、農業用施設への被害等）や林業被害が大小数多く発生している。

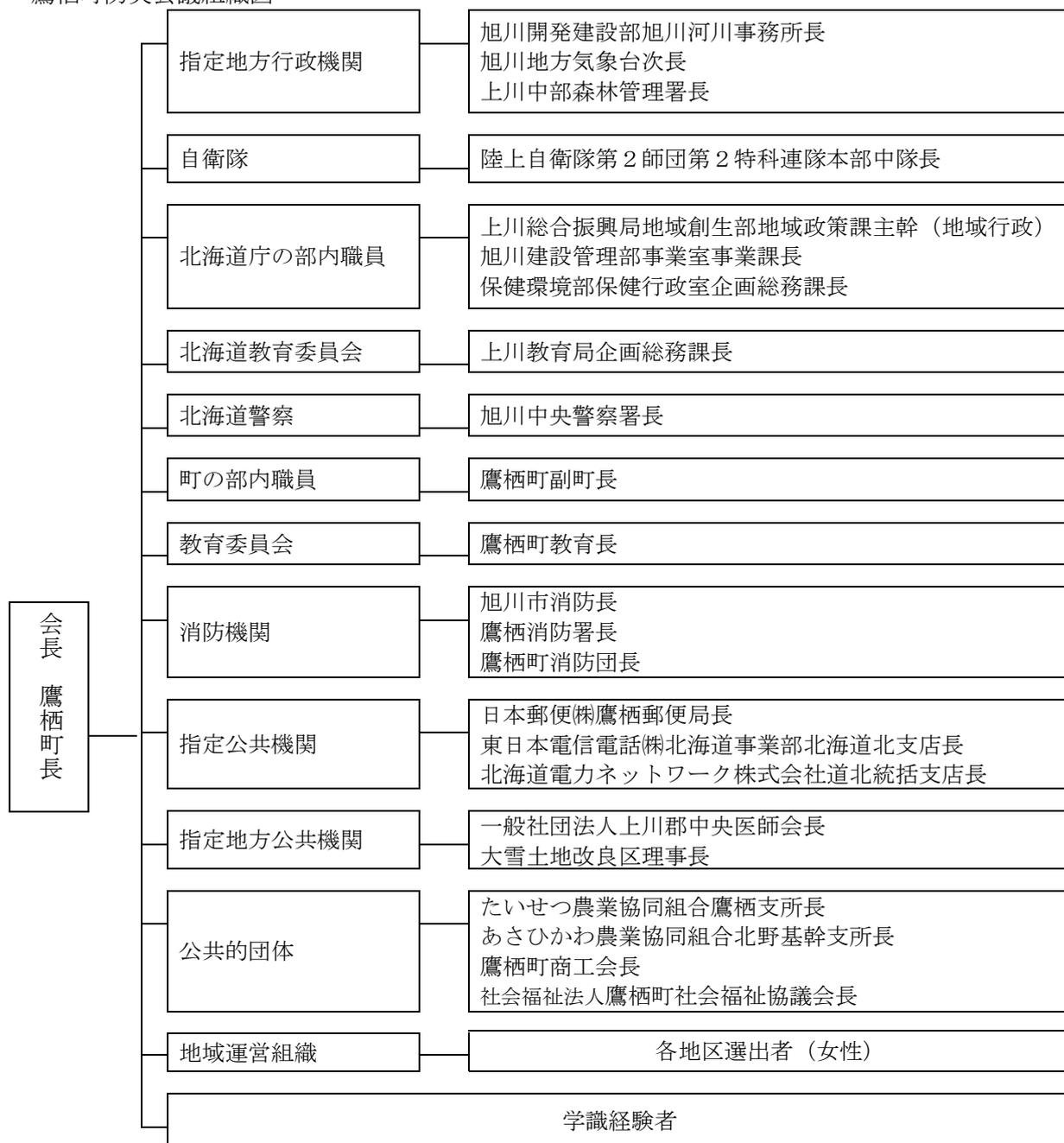
第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報等の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

防災会議は町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく鷹栖町防災会議条例（昭和38年条例第1号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、鷹栖町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を任務とする。

1 鷹栖町防災会議組織図



2 運 営

鷹栖町防災会議条例の定めるところによる。

3 防災会議の所掌事務

鷹栖町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

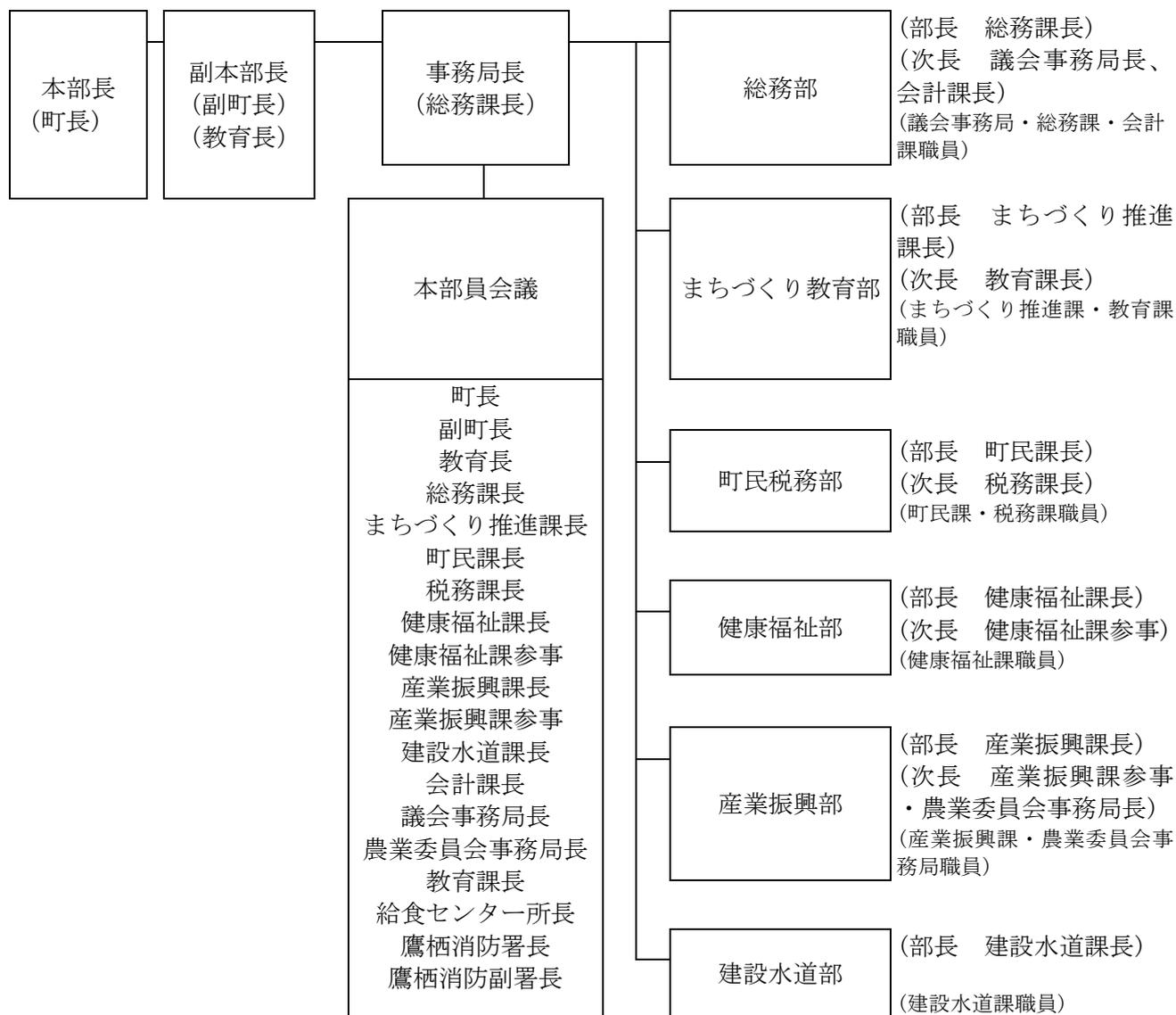
- (1) 町計画を作成及びその実施を推進する。
- (2) 鷹栖町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、町防災会議の権限に属する事務

第2節 災害対策本部

町長は、鷹栖町の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合が必要があると認められるときは、基本法第23条の2の規定に基づき次のように災害対策本部を設置し、防災活動の強力な推進を図る。なお、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

また、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 鷹栖町災害対策本部



2 運 営

(1) 本部員会議

ア 本部員会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議推進するため、本部長が必要と認めた場合に開催し、副本部長、事務局長、本部員で構成する。

イ 本部員会議は、本部長が招集する。

ウ 災害の規模及び態様により、本部長は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議を開催することができる。

(2) 本部の庶務

本部の庶務は、総務部において処理する。

(3) その他

その他、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

3 災害対策本部の業務分担

本部の各部の業務分担は、次のとおりとする。

[総務部]

- (1) 本部の設置及び運営に関すること。
- (2) 町防災会議に関すること。
- (3) 災害対策の総括に関すること。
- (4) 町防災会議、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 関係団体、住民組織（各行政区）等の連絡調整及び出動要請に関すること。
- (6) 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること。
- (7) 国、道に対する要請及び報告に関すること。
- (8) 災害の記録及び報告及び本部記録に関すること。
- (9) 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の収集、伝達及び報道に関すること。
- (10) 避難施設の設置計画及び実施に関すること。
- (11) 被災住民への救援物資、生活物資、食糧等の調達、受付及び支給に関すること。
- (12) 町有車両の運行管理及び輸送計画（要配慮者の移送計画等）に関すること。
- (13) 災害時における緊急資材置場及び応急施設用地の確保に関すること。
- (14) 職員の招集、出動及び解散並びに労務供給に関すること。
- (15) 本部に必要な資器材の配備及び施設の整備に関すること。
- (16) 動員職員の出動状況の記録及び災害出動用被服等の調達及び配付に関すること。
- (17) 本部職員の被害状況調査及び公務災害補償に関すること。
- (18) 本部職員、救援活動者の食糧等の調達供給・給与に関すること。
- (19) 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。
- (20) 町有施設（財産）の被害調査及び警防、災害復旧対策に関すること。
- (21) 災害対策費の予算措置及び出納に関すること。
- (22) 災害復旧、被災者援護の全般に関すること。
- (23) 報道機関との連絡・調整及び災害報道記事及び災害写真の撮影・収集に関すること。
- (24) 被害状況及び措置概要の取りまとめ、報告、災害調査統計に関すること。
- (25) 義援金品等の受付、保管に関すること。
- (26) 情報連絡員（リエゾン）等の応援の受入れに関すること。
- (27) 各部との連絡調整に関すること。
- (28) その他各部に属さないこと。
- (29) その他特命事項に関すること。

[まちづくり教育部]

- (1) 児童生徒の避難及び救護に関すること。
- (2) 地区住民センター、学校施設、社会教育施設、体育施設等の避難所の開設に関すること。
- (3) 被災者及び救護活動協力者への給食、炊き出しの後方支援に関すること。
- (4) 児童生徒に対する学用品等の給与及び医療、防疫に関すること。
- (5) 地区住民センター、学校施設、社会教育施設、体育施設の被害調査及び災害復旧対策に関すること。

ること。

- (6) 地区住民センター、社会教育、体育施設の入場者の避難誘導に関すること。
- (7) 災害時における応急教育に関すること。
- (8) 文化財の保護及び応急対策に関すること。
- (9) 住民組織との連絡調整に関すること。
- (10) 被災地の情報の収集・広聴活動に関すること。
- (11) 非常警報、避難勧告、避難解除等の広報に関すること。
- (12) 被災住民からの陳情等に関すること。

〔町民税務部〕

- (1) 住民の避難誘導に関すること。(消防機関と警察機関と合同で実施)
- (2) 被災者名簿の作成に関すること。
- (3) 被災者の町税の減免等の措置に関すること。
- (4) 一般的被害(人的被害を中心とする)の調査に関すること。
- (5) 災害時の防犯及び交通安全に関すること。
- (6) 被災地の塵芥・汚物・死亡獣畜の処理に関すること。
- (7) 災害時の公害発生予防及び応急措置に関すること。
- (8) 行方不明者の捜索及び死体の処理、埋葬に関すること。
- (9) 死体の火葬に関すること。
- (10) 被災地の防疫の後方支援に関すること。
- (11) 廃棄物処理施設等の被害調査及び復旧対策に関すること。
- (12) 災害時の非常通信の確保に関すること。
- (13) 情報システム及び通信機器の運用に関すること。
- (14) 罹災証明に関すること。

〔健康福祉部〕

- (1) 要配慮者の避難誘導に関すること。
- (2) 避難行動要支援者の移送に関すること。
- (3) 福祉施設利用者の避難誘導に関すること。
- (4) 救護施設(医療救護所)の設置計画及び実施に関すること。
- (5) 被災住民への救援物資、生活物資等の支給、貸与に対する後方支援に関すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し及び食糧品等の支給に対する後方支援に関すること。
- (7) 医療機関との連絡調整に関すること。
- (8) 救護医療班編成及び運営(上川郡中央部医師会の指示に基づく)に関すること。
- (9) 医療及び助産に必要な医薬品、衛生資材、救急薬品の確保に関すること。
- (10) 医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成及び事務に関すること。
- (11) 医療施設の警防及び災害復旧対策に関すること。
- (12) 日赤救助機関との連絡調整に関すること。
- (13) 保育所園児等の避難誘導、収容及び災害時の保育園の管理運営に関すること。
- (14) 被災保育所等の医療、防疫に関すること。
- (15) 福祉施設の被害調査及び復旧対策に関すること。
- (16) 被災地の防疫に関すること。
- (17) 被災者の生活援護及び相談に関すること。
- (18) 被災者の健康管理指導に関すること。
- (19) 防災ボランティアとの連携活動に関すること。

〔産業振興部〕

- (1) 要配慮者の移送に関する後方支援に関すること。
- (2) 災害時の応急食糧の確保・供給に関すること。
- (3) 農業施設及び農作物等の被害調査、応急対策に関すること。
- (4) 農地及び農業施設の災害復旧対策に関すること。

- (5) 被災農家等の援護及び経営指導に関すること。
- (6) 農業関係機関、農業団体等との連絡調整に関すること。
- (7) 畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
- (8) 被災農畜作物の防疫及び衛生に関すること。
- (9) 被災地の家畜の防疫及び衛生に関すること。
- (10) 農作物種子等農業用生産資材及び家畜飼料の確保・配分に関すること。
- (11) 林業施設及び林産物の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- (12) 山火事消防に関すること。
- (13) 土地改良事業の被害調査及び災害復旧対策に関すること。
- (14) 商工業者の被害調査及び災害復旧対策並びに金融に関すること。
- (15) 災害時の物価対策に関すること。
- (16) 観光事業関係の被害状況調査及び災害復旧対策に関すること。
- (17) 労働相談に関すること。

〔建設水道部〕

- (1) 一般住宅被害（住宅を中心とし、非住宅被害を含む）の調査、応急対策に関すること。
- (2) 道路、橋梁、河川、上下水道等の被害調査及び応急措置、災害復旧（資材確保含む）に関する  
こと。
- (3) 被災地の交通不能箇所の調査及び通行路線の確保、制限に関すること。
- (4) 災害時における応急仮設住宅の建設に関すること。
- (5) 被災公営住宅の応急対策及び相談に関すること。
- (6) 災害時における建設機械による救出、輸送に要する車両の配車及び協力依頼に関すること。
- (7) 災害時における障害物の除去に関すること。
- (8) 応急対策、復旧対策資材の輸送に関すること。
- (9) 被災地の応急給水及び飲料水の供給に関すること。
- (10) 応急対策及び復旧に係る資材、人員、食糧、医薬品等の輸送に関すること。
- (11) 大型車両（バス）の運行管理及び輸送計画に関すること。
- (12) 気象予報等に基づく事前の排水ポンプ設置、土のう作成・設置に関すること。

4 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置基準

本部の設置は、基本法第23条の2第1項の規定により、町長が次の設置基準に該当すると認めた場合設置する。

- ア 気象等に関する特別警報が発表され、被害が甚大であると予想されるとき。
- イ 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想されるとき。
- ウ 震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき。
- エ 予想されない重大な被害が発生したとき。
- オ その他本部長が必要と認めたとき。

(2) 設置、廃止の通知公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を次に掲げるものに通知及び公表する。廃止のときは、設置に準ずるものとする。

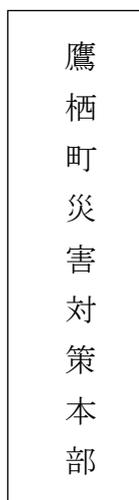
- ア 北海道知事（上川総合振興局長）
- イ 所轄警察署長（鷹栖駐在所長）
- ウ 旭川市消防長
- エ 隣接市町長
- オ 庁内職員
- カ 関係機関、団体等

(3) 廃止の時期

- ア 町長の判断に基づき、予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

- (4) 標示板（標旗）の掲出  
本部設置期間中は、本部所在施設入口に本部を表す標示板（図3）を掲出しなければならない。
- (5) 本部に従事するものは、必要に応じて腕章等を着用するものとする。
- 5 関係機関連絡室  
本部と関係機関との連絡を図るため、災害対策本部に関係機関連絡室を設置する。  
関係機関には連絡員を派遣するよう要請する。
- 6 現地災害対策本部  
本部長は、必要に応じ災害地に現地災害対策本部を置くものとする。  
また、現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充て、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- 7 本部長の職務代理者の決定  
副本部長（副町長及び教育長）

図3 「標示板」



### 第3節 職員の動員計画

この計画は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

#### 1 非常配備体制

町は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速かつ強力に推進するため、非常配備体制をとるものとする。

ただし、本部が設置されていない場合においても、必要と認めたときは非常配備の基準により配備体制をとるものとする。

非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は表3-1のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

##### (1) 第1非常配備体制下の活動（本部設置前・準備体制）

ア 事務局長は、本部長の配備指令を受け、各部長等に通知するものとする。

イ 総務部長は、旭川地方気象台、その他関係機関と連絡をとって気象、その他災害に関する情報を収集し、事務局長を通じて本部長に報告するとともに関係部長に連絡する。

ウ 各部長等は、情報又は連絡に即応し、情勢に対応する処置をとるとともに随時職員に必要な指示を行うものとする。

エ 第1非常配備につく職員は、各自の所属する課の所在場所に待機するものとし、各部長において人数を増減するものとする。

##### (2) 第2非常配備体制下の活動（本部設置前・警戒体制）

ア 本部の機能を円滑ならしめるために、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 各部長等は、情報の収集及び連絡体制を強化する。

ウ 事務局長は、関係部長及び防災会議構成機関と相互に連絡し、客観情勢を判断するとともに緊急措置について本部長に報告するものとする。

エ 各部長発議の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

(ア) 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせるものとする。

(イ) 装備、物資、資器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予定地）へ配備するものとする。

(ウ) 関係部及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にし、協力体制を強化するものとする。

##### (3) 第3非常配備体制下の活動（本部設置・出動体制）

各部所属職員全員をもって災害対策活動に全力を集中するとともに、各部長等はその活動状況について、事務局長を通じ本部長に報告するものとする。

#### 2 本部職員等に対する伝達方法

##### (1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

事務局長は、本部長の指示により各部長等に対し、第1非常配備あるいは第2非常配備、さらに本部を設置した場合は、本部全職員を待機させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長等は、所属職員に連絡をして指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査、その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

##### (2) 休日又は退庁後の伝達

###### ア 日直者による非常伝達

日直者は、次の情報を受信したときは、速やかに事務局長に連絡することとする。

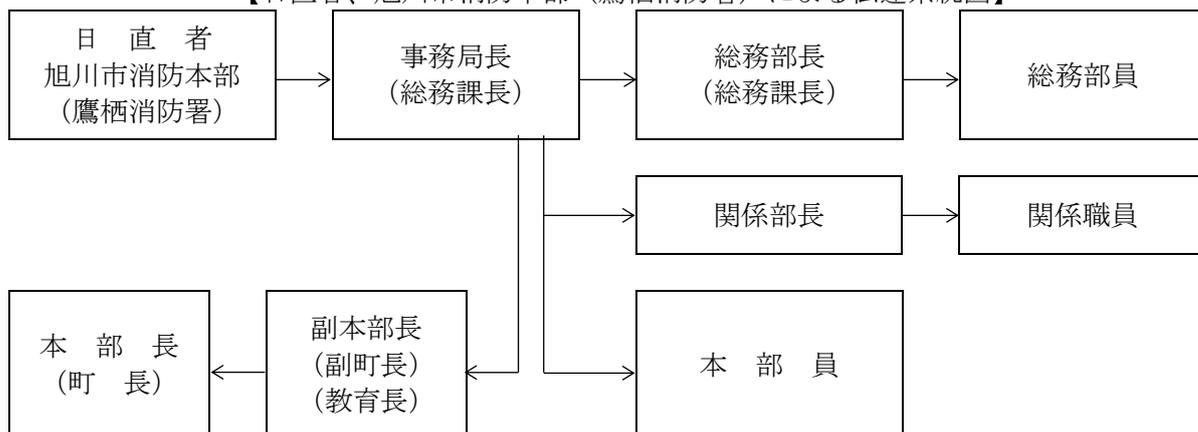
(ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報されたとき。

(イ) 災害が発生し若しくは発生するおそれのある異常現象の通報があったとき。

###### イ 旭川市消防本部（鷹栖消防署）からの非常伝達

旭川市消防本部（鷹栖消防署）に同様の通報があった場合は、事務局長に連絡して必要な指示を受け必要に応じて関係部長に通知するものとする。

【日直者、旭川市消防本部（鷹栖消防署）による伝達系統図】



(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生しあるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

3 非常配備体制下の基本的活動要領

本部長は、非常配備を決定したときは直ちにその旨を事務局長を通じ各部長等に通知するものとし、通知を受けた各部長等は、直ちに所定の配備を行うものとする。

また、各部長等は、職員の動員が迅速かつ的確に行われるよう「非常配備基準及び体制」を常に備え、体制の整備をしなければならない。

4 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各部長等は所管に係わる配備体制を整えたときは、直ちに事務局長を通じて本部長に報告するものとする。

5 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により部長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、所属部長に報告し、指示を受け現場での指揮監督を行うものとする。

6 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制について消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。

【消防機関への伝達系統図】

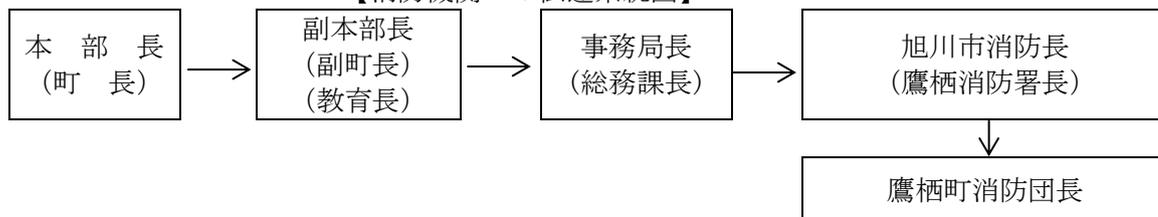


表3-1 「非常配備基準及び体制」

区分	種別	配備内容	任務	担当課	
災害対策本部設置前	第1非常配備〔準備体制〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 気象業務法に基づき気象に関する情報又は警報が発表され、災害が予想される時</li> <li>2 震度4の地震が発生したとき</li> <li>3 その他必要により本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡に総務企画部が当たる</li> <li>・情報連絡のため各部長をもって当たるもので、状況により次配備体制に円滑に移行できる体制とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部員会議の開催準備</li> <li>情報収集・情報連絡</li> <li>各機関への要請準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課（長）</li> <li>建設水道課（長）</li> <li>理事者</li> <li>各課長等</li> </ul>
	第2非常配備〔警戒体制〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 局地的な災害の発生が予想される場合、又は発生したとき</li> <li>2 震度5弱・強の地震が発生したとき</li> <li>3 その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部の所要人員をもって当たるもので、災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部長会議の開催</li> <li>情報収集、連絡</li> <li>各部長の指揮下に入り活動開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1非常配備体制を含め各係長等（担当職員）</li> </ul>
災害対策本部設置	第3非常配備〔出動体制〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 気象等に関する特別警報が発表され、被害が甚大であると予想される時</li> <li>2 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき</li> <li>3 震度6弱以上の地震が発生し、被害が甚大になると予想され、あるいはこれらの被害が発生したとき</li> <li>4 予想されない重大な被害が発生したとき</li> <li>5 その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の全員をもって当たるもので状況により災害応急活動ができる体制とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長の命により災害業務全般を遂行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> </ul>

〔備考〕 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

**第4節 住民組織等への協力要請**

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合は、本部長は、各住民組織等に対し次の協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

- (1) 災害時における住民の避難誘導
- (2) 災害現場における応急手当と患者の搬出
- (3) 避難所等の管理運営及び被災者の世話
- (4) 義援金品の募集及び整理
- (5) 本部が行う人員、物資の輸送
- (6) 災害情報収集と本部への連絡に関すること
- (7) その他救援活動に必要で、本部長が協力を求めた事項

2 協力要請先

住民組織及び団体の名称	代表者	連絡先	備考
各町内会	各町内会長	各会長宅	
鷹栖町赤十字奉仕団	委員長	委員長宅	
各地区住民センター	各管理団体等代表	各管理団体等代表宅	

3 住民に対する伝達方法

住民に対する伝達方法は、第4章第8節「情報収集・伝達体制整備計画」によるほか、地域情報連絡員に対しても行うものとする。

4 地域情報連絡員

地域情報連絡員は、各町内会長又は農事組合長をもって充てる。

**第5節 気象業務に関する計画**

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、必要な気象の特別警報・警報・注意報（以下、「気象警報等」という。）並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、次に定めるところによる。

1 気象業務組織

- (1) 担当官署  
旭川地方気象台
- (2) 予報区

区分	区域・地域
府県予報区	上川・留萌地方
一次細分区域名	上川地方
二次細分区域名	上川中部

2 気象警報等の種類、発表基準

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの状況及び予想に基づいて発表が判断される。

イ 警報・注意報発表基準（鷹栖町）

警報・注意報発表基準は、毎年、出水期前に改正されることから、気象庁HPの「警報・注意報発表基準一覧表」を確認するものとする。

気象庁HP [https://www.jma.go.jp/jma/kihou/ki\\_jun/asahikawa/ki\\_jun\\_0146200.pdf](https://www.jma.go.jp/jma/kihou/ki_jun/asahikawa/ki_jun_0146200.pdf)

(2) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、上川総合振興局と旭川地方気象台が共同で対象となる市町村を特定して発表する情報で、避難対象地域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、必要に応じて避難対象地域の拡大等の措置を検討する必要がある。

(3) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上川地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（上川・留萌地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

エ 記録的短時間大雨情報

上川・留萌地方内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、上川・留萌地方に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ

が非常に高まっている旨を付加した情報を上川・留萌地方に発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(4) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報					
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報	
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布 <sup>※1</sup> )	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報			
5 止	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず実施されること) <sup>※2</sup>	5 止	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (注意))	大雨特別警報(浸水害) <sup>※2</sup> 危険度分布：黒 (注意)	大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布：黒 (注意)	高潮特別警報 <sup>※3</sup>	
4 相当	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (令和3年の改正消防法 以前の避難勧告の タイミングで発令)	4 相当	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (注意))	洪水警報 危険度分布：紫 (注意)	内水氾濫危険情報 (河川氾濫に 対して発令する 情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (注意)	高潮特別警報 <sup>※4</sup> 高潮警報 <sup>※4</sup>
3 相当	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 <sup>※5</sup>	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (注意))	洪水警戒情報 危険度分布：赤 (注意)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (注意)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2 相当	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	2 相当	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (注意))	洪水注意情報 危険度分布：黄 (注意)		大雨注意情報 危険度分布：黄 (注意)	
1 相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当					

※1高齢者等以外の人も、必要に応じ、前段の行動を促されたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

※2上段赤字：危険性が著しく、特定の条件となった際に発令される情報(市町村に対し関係機関からフォーマットで提供される情報)  
下段赤字：県時、県以上での表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

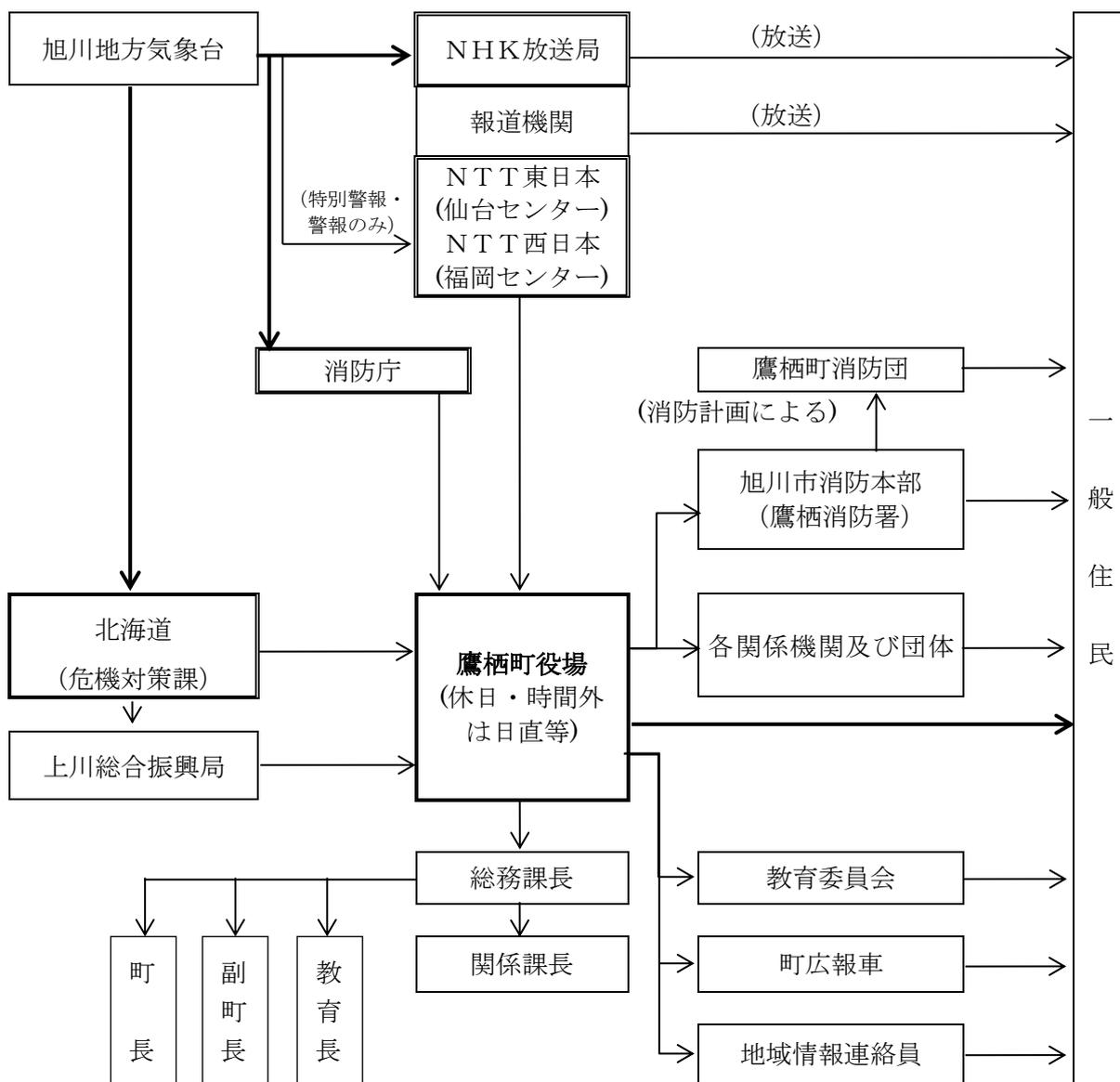
3 気象警報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する気象警報等及び北海道(上川総合振興局)が発する対策通報を受けたときは、電話、無線、その他最も有効な方法により関係機関に通報し、又は伝達するものとする。

気象警報等伝達系統図については表3-2、関係機関等の連絡先一覧については表3-3のとおりとする。

また、休日、時間外の場合、日直等は総務課長に連絡するものとする。

表3-2 「気象警報等伝達系統図」



(二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先  
→ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周囲の措置が義務付けられている伝達

表3-3 「関係機関等の連絡先一覧」

関係機関名	代表者	所在地	電話番号
鷹栖町教育委員会	教育長	鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2028
旭川市消防本部	消防長	旭川市東光27条8丁目	0166-33-0119
旭川市鷹栖消防署	署長	鷹栖町南1条3丁目5番2号	0166-87-2042
北海道開発局旭川開発建設部 旭川河川事務所	所長	旭川市永山1条21丁目3番21号	0166-48-2131
北海道財務局旭川財務事務所	所長	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-31-4151
北海道農政事務所旭川地域拠点	地方参事官	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-30-9300
旭川地方气象台	台長	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-32-7102
上川中部森林管理署	署長	旭川市神楽3条5丁目3番11号	0166-61-0206
日本郵便(株)鷹栖郵便局	局長	鷹栖町南1条2丁目9番24号	0166-87-2660
日本郵便(株)旭川東郵便局	局長	旭川市東旭川町共栄98番4号	0166-36-0601
陸上自衛隊第2師団	師団長	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
上川総合振興局	総合振興局長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5150
旭川建設管理部	部長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5355
南部森林室	室長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5390
保健環境部保健行政室 (上川保健所)	室長 (保健所長)	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5137
上川教育局	局長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-4942
旭川中央警察署	署長	旭川市6条10丁目	0166-25-0110
旭川中央警察署鷹栖駐在所	所長	鷹栖町南1条3丁目1番16号	0166-87-2211
旭川中央警察署北野駐在所		鷹栖町北野東3条1丁目1番6号	0166-87-2310
旭川中央警察署北斗駐在所		鷹栖町13線15号	0166-87-2446
日本放送協会旭川放送局	局長	旭川市6条6丁目右10	0166-24-7000
東日本電信電話(株) 北海道事業部北海道北支店	支店長	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410
日本銀行旭川事務所	所長	旭川市4条9丁目	0166-23-3181
北海道電力ネットワーク(株) 道北統括支店	支店長	旭川市4条12丁目	0166-23-1121
日本赤十字社北海道支部 上川地区	地区長	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5982
一般社団法人上川郡中央医師会	会長	美瑛町北町2丁目2-17	0166-92-8022
たいせつ農業協同組合	代表理事組合長	旭川市東鷹栖1条3丁目	0166-57-2311
あさひかわ農業協同組合	代表理事組合長	旭川市豊岡4条1丁目	0166-31-0111
上川中央農業共済組合	組合長理事	旭川市東旭川町下兵村517番地	0166-36-2162
大雪土地改良区	理事長	旭川市東鷹栖4条5丁目	0166-57-2919
公益社団法人北海道薬剤師会旭川支部	支部長	旭川市金星町1丁目2番15号	0166-29-2422
公益社団法人北海道獣医師会上川支部	会長	旭川市宮下通14丁目右1号	0166-24-1600
旭川地区バス協会	会長	旭川市東旭川町共栄128	0166-34-6431
鷹栖町商工会	会長	鷹栖町南1条1丁目1番26号	0166-87-2210
鷹栖町森林組合	代表理事組合長	鷹栖町南1条3丁目	0166-87-2277
浅井医院	院長	鷹栖町南1条2丁目1番3号	0166-87-2002
鷹栖歯科・口腔外科	院長	鷹栖町南1条2丁目	0166-87-2105
くりやま歯科クリニック	院長	鷹栖町南1条6丁目1番3号	0166-59-3222
柏の里デイセンター	センター長	鷹栖町17線12号	0166-87-4573
サポートステーションすばる	所長	鷹栖町北野西3条1丁目1-12	0166-74-4840

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-ERR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

このため、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る訓練等の計画について定める。

この際、関係機関、民間業者等とお互いに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係の維持に努めるとともに、災害発生時の状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)の作成に努める。

### 第1節 防災知識普及計画

防災関係機関は、職員及び住民に対して防災知識の普及を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

なお、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

#### 1 職員等に対する防災教育

全職員等に対し、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

##### (1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 防災活動手引等印刷物の配付

##### (2) 教育の内容

- ア 町防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 防災知識と技術
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

#### 2 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

##### (1) 普及の方法

- ア 学校教育、社会教育を通じての普及  
学校教育において防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練等を実施して防災上必要な知識の普及に努める。

社会教育においては、地区住民センター、PTA、青年団体、婦人団体等の各種研修会等の社会教育活動の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

- イ 広報媒体等による普及
  - (ア) 町広報紙の活用
  - (イ) 新聞の活用

- (ウ) 印刷物の活用
- (エ) 映画、ビデオ、スライドの活用
- (オ) 広報車の巡回による普及
- ウ 防災訓練の参加普及
- (2) 普及の内容
  - ア 町地域防災計画及び同計画による各機関の防災体制
  - イ 災害に関する一般的知識
  - ウ 過去の主な被害事例
  - エ 災害の予防措置
    - (ア) 火災予防
    - (イ) 浸水予防
    - (ウ) 非常持ち出し品、備蓄品の準備
    - (エ) 情報収集手段
  - オ 災害発生時の応急措置
    - (ア) 連絡体制（家庭内、組織内）
    - (イ) 避難時の心得
    - (ウ) 被災時の心得
    - (エ) 防疫、疾病対策
  - カ その他必要な事項
- 3 普及の時期
  - 普及の内容により、火災予防期間、防災等月間など、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第2節 防災訓練計画

この計画は、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するため、基本法第48条の規定に基づき町長が単独で又は関係機関と緊密な連携のもとに総合的かつ計画的な防災訓練を実施し、防災についての知識及び技術向上と住民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

### 1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及びその執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者等）が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

### 2 防災訓練の実施

防災訓練は、図上訓練と実地訓練の2種とし、関係機関との緊密な連携協議の上、訓練計画を作成し実施するものとする。

#### (1) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

#### (2) 実地訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実地訓練を実施するものとする。

##### ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・通報伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

##### イ 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町の応援要請、避難・立退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

##### ウ 避難訓練

水防訓練と消防訓練と合わせて、避難の指示・伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

##### エ 災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

##### オ 非常招集訓練

災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行う。

##### カ 総合訓練

あらゆる災害を想定してこれらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

##### キ 応援・受援訓練

##### ク その他災害に関する訓練

林野火災、地震等、その他火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

### 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び道は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

#### 1 食料その他の物資の確保

(1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、次の事項にも留意しながら概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用する等物資の調達体制の整備に努める。

ア 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。

イ アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。

ウ 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。

エ 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

[備蓄品の例]

分類	品目
食料	米類、レトルト食品、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク
飲料水	ペットボトル水
生活必需品	毛布、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、防寒具
衛生用品	マスク、消毒液
燃料	ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス
その他	携帯トイレ、発電機、投光器、水袋、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド、パーテーション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

(2) 町は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

(3) 町及び道は、防災週間や防災関連行事等をあらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ、マスク、消毒液等の備蓄に努めるように啓発を行う。

#### 2 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

#### 3 備蓄倉庫等の整備

町は、被災者及び避難者のための段ボールベッド、ストーブ、食料、生活用品等を備蓄する備蓄倉庫や災害時に自主防災組織等が活動する地区住民センター等の倉庫の整備に努める。

#### 第4節 相互支援（受援）体制整備計画

町及び防災関係機関の長は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

##### 1 基本的な考え方

町及び防災関係機関の長は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ本計画に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

##### 2 相互応援（受援）体制の整備

###### (1) 町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

###### (2) 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

###### (3) 防災関係機関等

あらかじめ、町及びその他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

##### 3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

(1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。

(2) 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

- (3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

## 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るためには、「自分たちの家族や財産は、自分たちで守る。」という精神のもとに、地域住民、事業所等における自主防災組織づくりを推進する。

特に、初期消火活動や救出・救護をはじめ、要配慮者の避難誘導等の防災活動を指導できるリーダー（北海道地域防災マスター、防災士等）の育成に努めるとともに、女性の参画の促進に努める。

### 1 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要なため、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成することに留意する。

（編成例）

リーダー（全般指揮・統制）

情報班（情報の収集・伝達）、消火班（消火器具等による初期消火）

救出救護班（負傷者の救出救護）、避難誘導班（住民の避難誘導）

給食・給水班（給食・給水活動）

### 2 自主防災組織の活動内容

#### (1) 平常時の活動

##### ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日ごろの備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日ごろから繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

##### (ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

##### (イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

##### (ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難所等まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

##### (エ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

##### (オ) 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

##### (カ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

##### ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

##### エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日ごろから点検を行う。

#### (2) 非常時及び災害時の活動

##### ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- (ア) 連絡をとる防災関係機関
- (イ) 防災関係機関との連絡のための手段
- (ウ) 防災関係機関の情報を住民に伝達する責任者及びルート

また、避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

### イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

### ウ 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

### エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者に対しては、住民の協力のもとに早期に避難させる。

### オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D oはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

### カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

### 1 避難誘導體制の確保

- (1) 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、車中避難場所、安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 町は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、上川保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町と上川保健所の連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所、認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 町及び道は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (9) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (10) 町と道は、広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）について、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

### 2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所(表-1)として指定する。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や町民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

### 3 避難所等の確保

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（表4-2）として指定するとともに、町民等への周知徹底を図るものとする。
- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定するものとする。
  - ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - イ 災害時において、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - ウ 災害時において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
  - エ 要配慮者に対して、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。
- (4) 町は、指定避難所の指定に当たって、次の事項について努めるものとする。
  - ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
  - イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に医療的ケアを必要とするものに対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める者とする。
  - ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
  - エ 町は、指定避難所となる施設において、予め必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
  - オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

- (8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、予め地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (9) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、予め地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

#### 4 避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

- (2) 防災ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民への周知

町は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップの配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

- (3) 避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

(ア) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

- (ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- (エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- (ア) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
- (イ) 緊急速報メールによる周知
- (ウ) SNSを活用した周知
- (エ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
- (オ) 避難誘導者による現地広報
- (カ) 住民組織を通じた広報

(4) 避難所運営

避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

(5) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、道路の寸断や停電等の発生等に加え、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムの整備に努める。システムを整備する際は、個人情報の取り扱いや停電時に備えた非常用電源の確保に十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することに努める。

5 防災上重要な施設の管理等

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

- (2) 町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画の作成を促進するものとする。

6 公共用地等の有効活用への配慮

町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

7 施設の整備

町は、円滑な避難誘導のため避難所等及び道路標識の災害に関する表示看板の設置を推進する。

## 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

### 1 安全対策

災害発生時には、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

### 2 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿並びに個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

#### (1) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、関連する情報を整理、把握し、要配慮者名簿を作成する。

#### (2) 要配慮者名簿に掲載する者の範囲

##### ア 高齢者

- (ア) 一人暮らしの高齢者（65歳以上）
- (イ) 高齢者のみの世帯（75歳以上）

##### イ 障がい者

- (ア) 身体障がい者（児）のうち障害者手帳を有する者で、障がいの程度が1級及び2級の者
- (イ) 知的障がい者（児）のうち療育手帳を有する者で、障がいの程度がA判定の者
- (ウ) 精神障がい者（児）のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で、障がいの程度が1級の者
- (エ) 要介護認定者で要介護3以上の者

ウ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等関係者等が災害時の支援が必要と認める者

#### (3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に、支援を要する者について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定の上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を避難支援等関係者間で共有する。

##### ア 避難行動要支援者名簿に記載する事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

#### (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

（避難支援等関係者）

消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、町内会、地域運営組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者

### (5) 個別避難計画の作成

町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別避難計画の作成に取り組む。この際、防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、防災ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

### (6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。ただし、避難行動要支援者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

### (6) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

### (7) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画を定める場合には、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容を整理して実効性を高めるものとする。

### (8) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

## 3 社会福祉施設等の対策

### (1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の施設管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医療品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

4 災害時の援助活動

町は、避難行動要支援者の早期確認に努め、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 避難行動要支援者の安否確認

災害発生後、直ちに避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

避難行動要支援者を発見した場合は、負傷の状況等を判断し、避難所や病院等へ移送する。

この際、避難行動要支援者を避難所等の責任者に引き継ぐと同時に名簿情報も引き継ぎ、避難所等の生活支援を適切に行えるよう努める。

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行う。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町等へ応援を要請する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者の安全確保に努め、次のことについて避難支援等関係者及び避難行動要支援者双方に十分説明し、理解を得るよう努める。

ア 避難支援等関係者は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であること。

イ 避難支援等関係者の行う支援は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行うものであること。

5 外国人対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう次のような環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- (2) 避難所等・道路標識の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

## 第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における、町と防災関係機関等との情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

### 1 情報伝達体制の整備

要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

### 2 情報収集・伝達手段の多重化・多様化

災害時の停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、非常電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線通信システム（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネット等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

### 3 重要通信の確保

非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

### 4 定期点検の実施

情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

### 5 無線通信システムの運用

無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

### 6 応急復旧対策のための場所の選定

町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

### 7 防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努

め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

第9節 消防計画

この計画は、消防組織法及び消防法に基づき、鷹栖町において大規模な火災又は爆発が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等を定めるものである。

1 消防機関の組織及び消防団の管轄区域



3 火災の予防対策の推進

火災の発生を未然に防止するため、消防法に基づいた事業所等への防火査察の実施及び、住民の防火に対する意識の啓発に努めるとともに、次により防火思想の普及を推進する。

- (1) 防火意識の高揚
  - 火災予防運動の実施、街頭宣伝、防火ポスターとチラシの配布、消火訓練等の促進を行うほか、火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。
- (2) 防火管理者の育成と防火体制の強化
  - 消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会、研修会等を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火対象物の管理体制の強化を図る。
- (3) 防火査察、防火指導の実施
  - 消防法等の規定に基づき防火対象物の所有者や管理者に対して、次の対策を推進する。
    - ア 消防対象物への立入検査
    - イ 防火管理者の選任及び消防計画の作成等の指導
    - ウ 危険物施設の安全対策の指導
- (4) 建築確認の同意
  - 消防法第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

4 火災警報及び伝達計画

(1) 火災気象通報

ア 種類

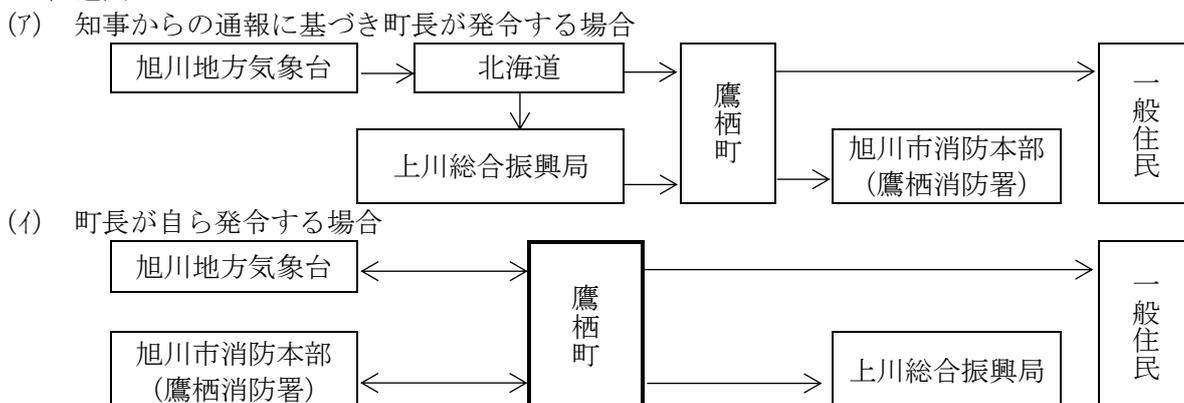
火災気象通報	火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき旭川地方気象台が上川総合振興局長に行う。通報を受けた上川総合振興局長は、鷹栖町長に通報するものとする。
--------	---

林野火災気象通報	林野火災気象通報は、上記火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了をもって行う。
----------	---

イ 発令基準

- (ア) 知事からの通報に基づき町長が発令する場合  
 実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、平均風速10m/s以上が予想されるとき。ただし、平均風速が内陸で10m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。
- (イ) 町長が自ら発令する場合  
 a 実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下の場合であって平均風速12m/s以上が予想されるとき又は12m/s以上になる見込みがあるとき。  
 b 平均風速16m/s以上の風が継続して吹くとき又はその見込みがあるとき。

ウ 伝達図



- (2) 火災警報  
 町長は、前記の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。
- (3) 火災警報発令条件  
 ア 発令基準  
 前記の火災警報発令基準による。  
 イ 伝達図  
 火災警報の伝達は、前記火災気象通報の伝達図による。
- (4) 火災警報発令時の広報  
 火災警報を発令したときは、消防署長は次の消防法施行規則第34条の規定による消防信号により一般住民に周知徹底を図らなければならない。

5 出動計画

消防隊員及び消防団員の出動は、地域の特殊性、防火対象物の種類又は異常気象時を考慮し、あらかじめ出動計画をたて、団の出動並びに運用の適正を図るものとする。

(1) 消防団出動区域一覧表

出動分団	分団担当区分
鷹栖消防団	鷹栖町全域
第1分団	鷹栖地域
第2分団	北斗地域
第3分団	北野地域
第4分団	中央地域
第5分団	北成地域

消防団員の出動はサイレン吹鳴での非常招集による。

(2) 消防部隊の出動

次の種別に応じた部隊を編成し、出動する。

出動種別		内 容
火災	建物火災	地階を除く階数が3階以下の建築物の火災を覚知したとき
	中高層火災	地階を除く階数が4階以上の中高層建物火災を覚知したとき
	危険物施設火災	危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の危険物の取り扱い施設、ガス供給施設その他これらに類する施設等の火災を覚知したとき
	一般道車両火災	一般道における車両の火災を覚知したとき (トンネル内火災を除く。)
	一般道トンネル火災	一般道トンネル内における火災を覚知したとき
	高速自動車道車両火災	高速自動車国道上の車両火災を覚知したとき (特殊火災に該当するものを除く。)
	林野火災	林野、原野等の火災を覚知したとき
	特殊火災	列車、電車、乗合バス等の車両火災若しくは、高速自動車国道上の多重衝突事故(5台以上の車両の衝突事故をいう。)による車両火災、又は航空機の墜落等による火災を覚知したとき
救急	救急	救急活動を要する事象を覚知したとき(高速自動車道救急に該当するものを除く。)
	高速自動車道救急	高速自動車国道上の救急活動を要する事象を覚知したとき
救助	救助	救助活動を要する事象を覚知したときの出動(高速自動車道救助、水難救助、危険排除に該当するものを除く。)
	高速自動車道救助	高速自動車国道上の救急活動を要する事象を覚知したとき
	水難救助	河川の流域における水難事故を覚知したとき
多数傷病者救急救助	多数傷病者救急救助	列車、電車又は乗合バス等の事故若しくは、高速自動車国道上の事故により、多数の傷病者が発生した事象を覚知したとき
特殊災害	有毒ガス	特殊災害に満たない事象を覚知したとき(硫化水素、塩素、一酸化炭素等の発生した事象をいう。)
	特殊災害	生物剤又は化学剤を含む毒劇物等が事故により、又は人為的(テロ行為を含む。)に散布等されたことに起因して発生した災害を覚知したとき
警戒	警戒	火災出動に満たない事象を覚知したとき(危険排除を除く。)
	ガス漏れ警戒	ガス漏れ事故を覚知したとき(中高層ガス漏れ警戒を除く)
	中高層ガス漏れ警戒	地階を除く階数が4以上の中高層建築物におけるガス漏れ事故を覚知したとき
水防	水防	水災が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したとき
危険排除	危険排除	交通事故による車両からの潤滑油等の流出若しくは、軽易な風水害その他これらに類する事象、又は救助による消防隊の編成を要しない軽易な救助を覚知したとき
調査	調査	事後に覚知した火災の調査、災害調査、又は警防活動情報の収集のための出動
救急支援	救急支援	救急隊の活動を支援するための出動

6 広域消防相互応援計画

町内で発生した火災、その他の災害を鎮圧するため隣接市町から応援を必要とするときは、「北海道広域消防相互応援協定」(資料7)に基づき出動を要請する。

7 救急計画

救助、救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会及び関係機関との連携を図り、救助、救急活動の万全を期する。

第10節 水害予防計画

町内の河川等による洪水やその他による水災を警戒、防御し及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、水防法（昭和24年法律第139号）第33条に基づき、水防管理者（町長）による「鷹栖町水防計画」（資料8）が別に定められており、水防活動はこれに基づいて実施する。

第11節 雪害予防計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 道道路線の除雪は、旭川建設管理部が行う。
- (2) 町道路線の除雪は、町（建設水道部）が行う。
- (3) 高速道路路線の除雪は、東日本高速道路株式会社が行う。
- (4) 鉄道は、北海道旅客鉄道㈱が行う。

2 除雪作業の基準

町が管理する道路で、冬期間除雪し、交通を確保する除雪作業の基準は、次のとおりである。

区 分	内 容
第1種	定期バス、公共施設に通じる路線を、常時開通を図る。
第2種	地域の幹線道路で、交通途絶後3日以内に開通させる。
第3種	準幹線道路で、経済効果を勘案し、交通途絶後7日以内に開通させる。
第4種	上記以外の路線で、融雪時の雪割又は緊急事態の発生時適宜実施する。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

4 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話㈱北海道事業部は、施設の改善、応急対策の強化を図るものとする。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク㈱道北統括支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

6 交通途絶地区の緊急対策

積雪が、はなはだしく交通が途絶している地区において、急患又は食糧の補給困難な事態が発生し、町の救援を必要とする旨の連絡を受けたときは、町長は関係機関と協力して、速やかに救援の措置をとるものとする。

7 積雪時における消防対策

- (1) 町は、除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車の運行に支障のないよう除雪をするものとする。

(2) 消防水利については、消防機関により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

8 雪崩防止対策

関係機関は、それぞれ所轄道路の保全及び交通安全を確保するため、雪崩発生予想箇所に防止柵の設備を行い、また、標示板等により住民への周知を図る対策を講ずるものとする。

9 建築物雪害対策

積雪による建築物の災害を予防するため「雪おろし」等適切な管理を行うものとする。

町は、屋根雪落下や倒壊等の災害を防止するため、12月から3月の間、必要に応じ、広報紙及び広報車、回覧等により雪おろし奨励に努めるものとする。

10 警戒体制

各関係機関は、旭川地方気象台の発表する予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等を勘案し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

## 第12節 融雪災害予防計画

この計画は、水害予防計画に定めるもののほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害を予防することを目的とする。

1 気象情報の把握

融雪期においては、旭川地方気象台等関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の降雪の状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域内の警戒

水防区域内及び雪崩、地すべり等の懸念のある地域、箇所の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

(1) 町及び消防機関は、住民等の協力を得て既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。

(2) 町は、関係機関と密接な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を、事前に検討しておくものとする。

(3) 町は、雪崩、積雪、捨雪及び結氷等により河道、導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、雪崩、積雪、結氷、滞留水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活動を図るものとする。

4 水防資器材の整備、点検

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資器材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町及び河川管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

6 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第5章第4節「避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを勧告又は指示するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

第13節 土砂災害予防計画

地すべり、崖崩れ等（以下、「地すべり等」という。）の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、本計画の定めるところによる。

1 現況

町内には、地すべり等土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在している。

町内における土砂災害の危険区域は、表4-3「土砂災害警戒・特別警戒区域及び危険区域」及び図4-1「土砂災害危険箇所図」のとおりである。

2 予防対策

土地の高度利用や開発に伴って、地すべり等が発生する傾向にあり、ひとたび、地すべり等が発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生するため、町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- (1) 住民に対し、地すべり等危険区域の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定める。
- (2) 町の所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対しては危険箇所等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力について周知する。

3 警戒体制

町長は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、土砂災害に関する情報の収集をはじめ当該危険区域の監視並びに巡視を行い警戒に当たるものとする。警戒巡視に当たって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 表層の状況
- (2) 地表水の状況
- (3) 湧水の状況
- (4) 亀裂の状況
- (5) 樹木等の傾倒状況

4 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第5章第3節「避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立ち退きを勧告又は指示するほか、避難準備情報を必要に応じて、伝達するとともに関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

5 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、地域住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断するものとする。

区分	発令基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険区域内の住家等を基本とする)
高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 巡視活動から、土砂災害の切迫性があると判断したとき	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域

避難指示	土砂災害警戒情報が発表されたとき	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域
	巡視活動から、土砂災害の切迫性があると判断したとき 土砂災害の前兆現象（湧き水及び地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき	当該前兆現象が発見された個所及びその周辺の区域（土砂災害危険個所以外の区域で発見された場合を含む）
緊急安全確保	土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表されたとき	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域のうち、記録的短時間大雨情報が発表された地域及びその周辺の地域
	土砂災害が発生したとき	当該土砂災害が発生した個所及びその周辺の区域

#### 第14節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害による被害の軽減に努める。

##### 1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

##### 2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱第9に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難指示ができるようにしておくこと。
- (2) 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

##### 3 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、国及び道の各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

- (1) 除雪体制の強化
  - ア 国道、道道及び町道及び高速自動車道の道路管理者は、整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
  - イ 除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等、自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。
- (2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
  - ア 冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
  - イ 雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

関係市町村及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に感染道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機の整備、備蓄に努める。

(2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーテーション、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(4) 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、建設型応急住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。

### 第15節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

#### 1 町

町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

#### 2 防災関係機関

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実にも努めるものとする。

### 第16節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

#### 1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

#### 2 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

#### 3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

表4-1 指定緊急避難場所(第4章第6節関係)

令和6年10月1日現在

NO	施設・場所名	住所	管理担当連絡先		対象とする異常な現象の種類					想定収容人数	対象地区
			管理者	電話番号	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事	内水氾濫		
1	北野小学校グラウンド	鷹栖町12線3号	北野小学校長	0166 87-2302	○	○	○	○	○	250	北野
2	鷹栖養護学校グラウンド	鷹栖町北野西3条2丁目1-1	鷹栖養護学校長	0166 87-2261	○	○	○	○	○	280	北野
3	北野軽スポーツ公園	鷹栖町北野西5条2丁目1	鷹栖町教育委員会 教育長	0166 87-4312	/	○	○	○	/	380	北野
4	北野公園	鷹栖町北野西3条1丁目4	鷹栖町長	0166 87-2111	○	○	○	○	○	190	北野
5	鷹栖中学校グラウンド	鷹栖町11線6号	鷹栖中学校長	0166 87-2008	○	○	○	○	○	440	北野 鷹栖
6	鷹栖小学校グラウンド	鷹栖町北1条1丁目4-1	鷹栖小学校長	0166 87-2219	○	○	○	○	○	330	鷹栖
7	鷹栖高等学校グラウンド	鷹栖町南1条1丁目2-1	鷹栖高等学校長	0166 87-2440	○	○	○	○	○	1300	鷹栖
8	鷹栖町民グラウンド	鷹栖町南2条3丁目1	鷹栖町教育委員会 教育長	0166 87-2028	○	○	○	○	○	1200	鷹栖
9	鷹栖町民球場	鷹栖町南2条3丁目2-1	鷹栖町教育委員会 教育長	0166 87-2028	○	○	○	○	○	1470	鷹栖
10	鷹栖町メモリアルパーク	鷹栖町南2条4丁目	鷹栖町教育委員会 教育長	0166 87-2028	○	○	○	○	○	900	鷹栖
11	そよかぜ公園	鷹栖町北1条2丁目4	鷹栖町長	0166 87-2111	○	○	○	○	○	120	鷹栖
12	北斗運動広場	鷹栖町14線16号	鷹栖町教育委員会 教育長	0166 87-2028	○	○	○	○	○	130	北斗
13	旧北成小学校グラウンド	鷹栖町22線15号	鷹栖町教育委員会 教育長	0166-87 2028	○	○	○	○	○	80	北成

第4章 災害予防計画

表4-2 指定避難所（第4章第6節関係）

NO	施設名	住所	管理担当連絡先		想定 収容 人数	対象 地区	備考
			管理者	電話 番号			
1	北野地区住民センター	鷹栖町北野東3条 2丁目3-20	北野地区住民センター長	0166 87-4772	250	北野	
2	北野小学校	鷹栖町12線3号	北野小学校長	0166 87-2302	650	北野	
3	鷹栖地区住民センター	鷹栖町北1条3丁目 2-5	鷹栖地区住民センター長	0166 87-5390	300	鷹栖	
4	北斗地区住民センター	鷹栖町14線16号	北斗地区住民センター長	0166 87-2755	200	北斗	
5	中央地区住民センター	鷹栖町17線12号	中央地区住民センター長	0166 87-2877	100	中央	
6	北成地区住民センター	鷹栖町22線15号	北成地区住民センター長	0166 87-2876	100	北成	
7	鷹栖町サンホール はびねす	鷹栖町南1条3丁目 2-1	鷹栖町長	0166 87-2112	480		(兼) 指 定福祉避 難所
8	鷹栖養護学校	鷹栖町北野西3条 2丁目1-1	鷹栖養護学校長	0166 87-2261	30		指定福祉 避難所
9	柏の里デイセンター	鷹栖町17線12号	センター長	0166 87-4573	40		指定福祉 避難所
10	サポートステーション すばる	鷹栖町北野西3条 1丁目1-12	所長	0166 74-4840	20		指定福祉 避難所
11	鷹栖町総合体育館	鷹栖町南2条4丁目	鷹栖町教育委員会教育長	0166 87-4291	1,200	鷹栖	※
12	鷹栖小学校	鷹栖町北1条1丁目 4-1	鷹栖小学校長	0166 87-2219	550	鷹栖	※
13	彰圓寺	鷹栖町14線15号	彰圓寺住職	0166 87-2839	50	北斗	※
14	法城寺	鷹栖町12線16号	法城寺住職	0166 87-2274	50	北斗	※

※ 災害の状況や規模により避難所となる施設

第4章 災害予防計画

表4-3 「土砂災害警戒・特別警戒区域及び危険区域」(第4章第12節関係)

(令和6年3月現在)

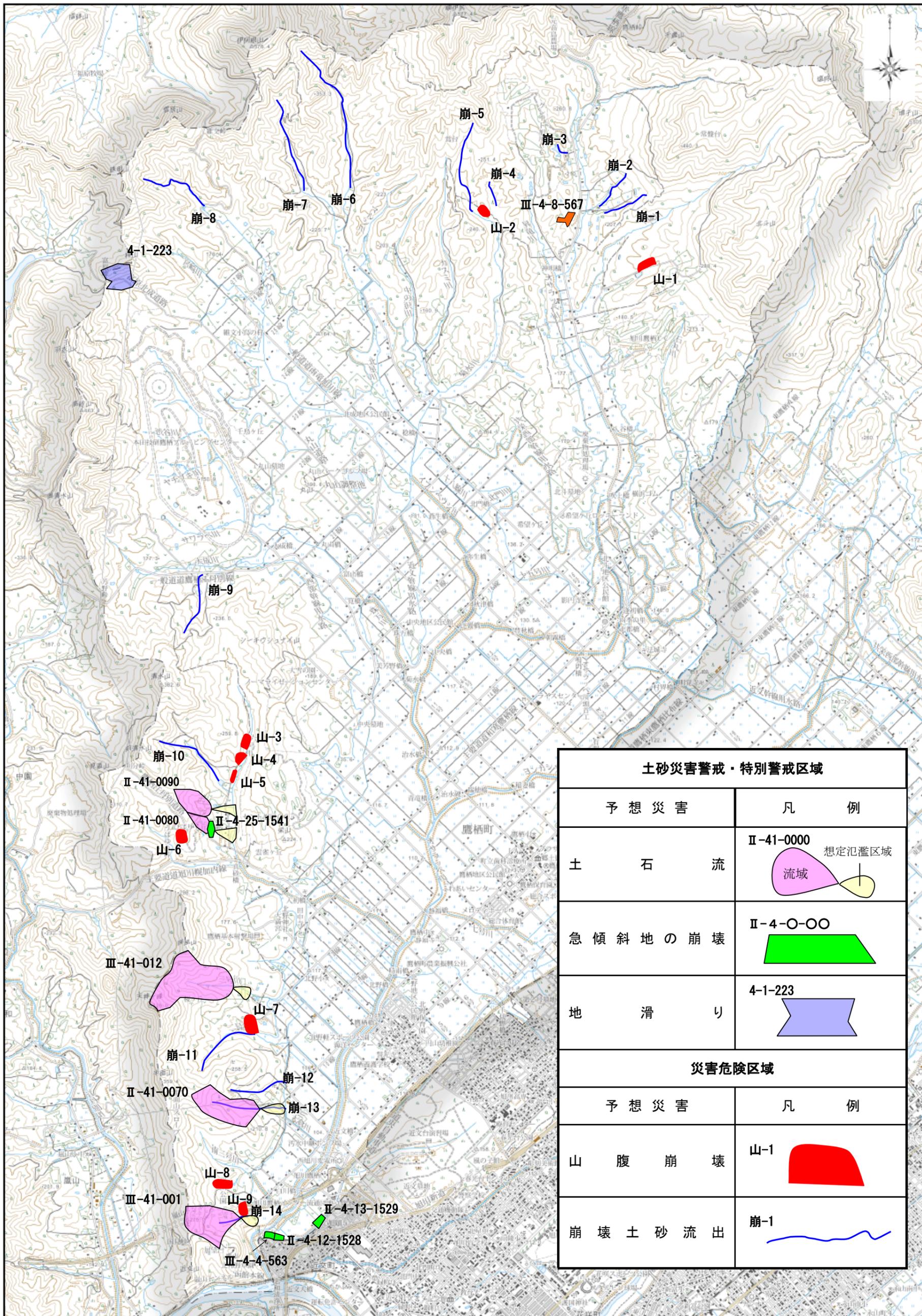
警戒・特別警戒区域

区域番号	区域の名称	区域	予想災害	警戒	特別警戒	備考
Ⅱ-41-0070	一号一の沢川	3区 4区	土石流	○		
4-1-223	丸山	北維	地すべり	○		
Ⅲ-41-012	二号一の沢川	3区、4区	土石流	○		
Ⅱ-41-0090	六号川一の沢川	天満	土石流	○	○	
Ⅱ-41-0080	六号川二の沢川	天満	土石流	○	○	
Ⅲ-41-011	嵐山の沢川	3区	土石流	○		
Ⅲ-4-8-567	鷹栖15線23号	知遠別	急傾斜地の崩壊	○	○	
Ⅱ-4-25-1541	鷹栖15線4号	天満	急傾斜地の崩壊	○	○	
Ⅲ-4-4-563	旭川旭岡2丁目1	3区	急傾斜地の崩壊	○	○	旭川市と重複
Ⅱ-4-12-1528	旭川旭岡2丁目2	3区	急傾斜地の崩壊	○	○	
Ⅱ-4-13-1529	旭川旭岡4丁目	3区	急傾斜地の崩壊	○	○	

危険区域

番号	区域の名称	区域	予想災害
山-1	谷口の沢	知遠別	山腹崩壊
山-2	菊水の沢2	成和	
山-3	真清水の沢	天満	
山-4	真清水の沢B	天満	
山-5	真清水の沢C	天満	
山-6	幌加内線団地	天満	
山-7	二号川団地	4区	
山-8	大倉団地	3区	
山-9	嵐山団地	3区	
崩-1	伊藤の沢A	知遠別	崩壊土砂流出
崩-2	伊藤の沢B	知遠別	
崩-3	斉藤の沢	知遠別	
崩-4	森林組合の沢A	成和	
崩-5	森林組合の沢B	成和	
崩-6	北星の沢A	北栄	
崩-7	北星の沢B	北栄	
崩-8	町有林の沢	北維	
崩-9	川崎の沢	大成	
崩-10	谷口の沢	天満	
崩-11	二号の沢	3区、4区	
崩-12	大倉1の沢	3区、4区	
崩-13	大倉2の沢	3区、4区	
崩-14	公園の沢	3区	

図4-1 「土砂災害危険箇所図」(第4章第12節関係)



土砂災害警戒・特別警戒区域	
予想災害	凡例
土石流	II-41-0000 流域 想定氾濫区域
急傾斜地の崩壊	II-4-0-00
地滑り	4-1-223
災害危険区域	
予想災害	凡例
山腹崩壊	山-1
崩壊土砂流出	崩-1

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km  
1:50000

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平18総使、第295-77号)」

## 第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

町長は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施する。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

なお、町長は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

### 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

#### 1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

##### (1) 災害情報の収集及び連絡

町長は、災害が発生し、又は発生する恐れのある時は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局長に報告する。

##### (2) 災害等の内容及び通報の時期

###### ア 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

(ア) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

(イ) 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

(ウ) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時に

(エ) 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定した時

###### イ 町の通報

(ア) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。

(イ) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生した時は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

#### 2 地域情報連絡員

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、各町内会長又は農事組合長を地域情報連絡員とし、次のことを実施する。

##### (1) 地区内の防災に関する情報の通報

##### (2) 災害情報の収集及び伝達についての協力

##### (3) 応急対策についての協力

##### (4) 被害状況調査等についての協力

#### 3 被害状況等の収集及び報告

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、道が定める「災害情報等報告取扱要領」（北海道地域防災計画資料2-2）に基づき、その状況を知事に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合は、第一報については、直接消防庁にも報告する。なお、消防庁長官から要請のあった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

また、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告する。

【火災・災害等速報に関する報告先】

(通常時の連絡先)

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5017

「\*」各団体の交換機の特番

(ただし、市町村においては、衛星専用電話機から「\*」を抜いてダイヤルする。)

(消防庁災害対策本部設置時の報告先)

時間帯		平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	FAX	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集、報告、伝達及び災害応急対策に必要な通信手段等については、次に定めるところによる。

1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は、応急復旧のために必要な場所を確保し、提供する。

2 災害通信系統

(1) 住民から本部に対する連絡

第1系統	NTT回線電話使用（一般用電話）
第2系統	NTT回線電話使用（専用電話）
第3系統	無線通信施設利用（アマチュア無線等）
第4系統	伝令（自動車又は自転車使用）
第5系統	伝令（徒歩）

(2) 本部から上川総合振興局他関係機関に対する連絡

第1系統	NTT回線電話使用
第2系統	北海道防災行政無線利用
第3系統	伝令（自動車又は自転車使用）
第4系統	伝令（徒歩）

3 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意する。

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常・緊急電報の利用方法

(ア) 115番（局番無し）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す

(イ) NTTコミュニケータがでたら

a 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる

b あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

c 届け先、通信文等を申し出る

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

(ア) 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間

第5章 災害応急対策計画

2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	(1) 水防機関相互用 (2) 消防機関相互用 (3) 水防・消防機関相互用
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	(1) 消防機関相互用 (2) 災害救助機関相互用 (3) 消防・災害救助機関相互用
4 道路等の交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互用
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互用
6 電力設備災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互用
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互用 (2) 防衛機関相互用 (3) 警察・防衛機関相互用
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

(イ) 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（前項の8項に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のために緊急を要する事項	(1) 警察機関相互用 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とすること	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互用 (3) 国又は地方公共団体（前項の表、本表1から4(2)に掲げるものを除く）相互間

(3) 通信途絶時の措置

ア 無線通信施設

施設名	種類	免許人	設置場所
北海道防災行政無線	固定局（鷹栖町役場）	北海道	総務課
消防救急デジタル無線	基地局 （旭川市総合防災センター1局）	旭川市	旭川市総合防災センター
	移動局（携帯型 4局） （車載型 8局） （可搬型 1局）		旭川市鷹栖消防署

イ 警察業務専用電話

各駐在所の専用又は無線電話により、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

ウ その他、北海道地方非常通信協議会（事務局：北海道総合通信局陸上課）が定める機関別通信システムにより行う。

エ 前記通信システムをもって連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、アマチュア無線の利用等、臨機応変な措置を講ずる。

### 第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

#### 1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、被災地の住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、住民の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。

##### (1) 住民に対する広報等の方法

ア 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS（FB、X等）、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

また、災害現場における住民懇談会等によって、町民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

##### (2) 町の広報

町は、防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所、避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者等に必要な情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

#### 2 安否情報の提供

##### (1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行う。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、医療保険確報による資格確認、個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード）の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認する。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができる。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
1	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが真実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2	・被災者の親族(1に掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
3	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- エ 町及び道は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。
- (2) 安否情報を回答するに当たっての町又は道の対応
- 町又は道は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。
- ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

### 3 安否不明者の情報収集

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

#### 第4節 避難対策計画

災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

##### 1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者（町長）は、次により避難指示等を発令する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早目の段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

##### (1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに上川総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）

##### (2) 水防管理者（水防法第29条）

ア 水防管理者（町長）は、洪水、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者（町長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を上川総合振興局長に速やかに報告するとともに、旭川中央警察署長にその旨を通知する。

##### 2 避難措置における連絡、助言及び救助

###### (1) 連絡

町、上川総合振興局、旭川中央警察署及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

###### (2) 助言

###### ア 町

町は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している旭川地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的助言等を活用し、適切に判断を行う。

###### イ 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、町民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ、サイレン、広報車両、電話、伝達員、町内会あるいは自主防災組織など複数の手段を有機的に組み合わせる等、あらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、迅速かつ的確に、当該地域の町民等に対して伝達し、町民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

ア 携行品は、限られたものだけにする。（食料、水筒、タオル、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）

イ 服装は、軽装とし、手袋、雨合羽、防寒用具等を携帯する。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

(5) 周知方法

ア 放送、電話等による伝達

NHK及び民間放送局に対し、避難指示等を行った旨を連絡するとともに、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに、放送するよう協力を依頼するほか、町内会、自主防災組織の責任者を通じて電話等により伝達する。

イ 広報車による伝達

町、消防機関、警察等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

ウ 伝達員による個別伝達

避難指示等を発令した時が夜間、停電時等であって、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部員、消防職員、消防団員等で組を編成し、個別に伝達するものとする。

る。

エ 信号による伝達

サイレン等を利用する。

オ 防災行政無線、北海道情報システム、緊急速報メールを利用し、住民に伝達する。

- (6) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の洪水予報等の伝達

町長は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する医療機関や老人介護施設、障がい者施設、保育園、幼稚園等について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施するものとする。

## 5 避難方法

### (1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全の確保に努める。

### (2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

## 6 避難所連絡員

- (1) 町長は、避難所を開設し、避難住民を収容した時は、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理にあたらせる。
- (2) 連絡員は、避難住民の実態把握と保護にあたり、本部との情報連絡を行う。
- (3) 連絡員は、必要に応じ自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得る。

## 7 避難行動要支援者の避難行動支援

### (1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員・児童委員等の避難支援関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### (2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

### (3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
  - イ 病院への移送
  - ウ 施設等への緊急入所
  - (4) 応急仮設住宅への優先的入居  
町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。
  - (5) 在宅者への支援  
町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。
  - (6) 応援の要請  
町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。
  - (7) 外国人に対する対策  
町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。
    - ア 多言語による広報の充実
    - イ 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
    - ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 8 避難路及び避難場所等の安全確保  
住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等からの安全確保のため支障となる物の排除を行う。
- 9 被災者の受け入れ及び生活環境の整備  
町は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず、適切に受け入れることとする。  
町長、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与、避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努める。  
また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。
- 10 指定緊急避難場所の開設  
町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。
- 11 指定避難所の開設
- (1) 町は、災害時は、必要に応じて指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。  
なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努める。  
また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。
  - (2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

- (3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。  
また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーテーション、段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するように努める。
- (4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務部と健康福祉部が連携し、必要な場合には、町外のホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- (7) 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや緊急速報メール、災害用SNS等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (8) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努める。

12 指定避難所の運営管理等

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求める。  
また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (2) 町は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報を以下の様式を使用して的確に把握するとともに、北海道防災情報システムなどにより、道（上川総合振興局）への報告を行う。

避難所の設置及び収容状況（鷹栖町）

避難所名	所在地	種別	開設時期	実人員数 (人)	開設 日数	延人員数 (人)	備考
	鷹栖町	一般 福祉	月 日から 月 日まで				
	鷹栖町	一般 福祉	月 日から 月 日まで				
	鷹栖町	一般 福祉	月 日から 月 日まで				
		一般 福祉	月 日から 月 日まで				
合計 (日間)							

避難所収容者名簿

〇〇避難所

月日	氏名	性別	年齢	住所	入退所時期	備考
		男女			入所 退所	
		男女			入所 退所	
		男女			入所 退所	
		男女			入所 退所	

- (3) 町は、実情に合わせて応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行い、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。
- (4) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて情報伝達がなされるよう努める。
- (5) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中避難の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- (6) 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道及び医療・保健関係者等と連携し、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレイラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努め、特に冬季を想定し、屋内に確保することを考慮する。  
また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (8) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (9) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターの掲示など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (10) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (11) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のため

の拠点の利用者に対しても提供するものとする。

- (12) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (13) 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (14) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携したエコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行う。  
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努める。
- (15) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮し、適温食を提供できるように、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努める。
- (16) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務部と健康福祉部が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (17) 町は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努める。
- (18) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に総務部と健康福祉部が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

### 13 広域避難

#### (1) 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う。

#### (2) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

#### (3) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、アによらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

#### (4) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて、広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

#### (5) 関係機関の連携

町、道、運送事業者等は、予め策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域避難についての被災者の意向の把握
- オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

14 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ上川総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災町民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災町民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ 町長は、道内広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

キ 知事は、上記アに基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞りが円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じて上記イからカにより協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知及び公示を代わって実施することができるものとする。

ク 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災町民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

イ 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

ウ 町長は、道外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、公示するとともに避難所の管理者等の被災町民への支援に係る機関に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

(4) 関係機関の連携

町、道、運送事業者等は、予め策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞りを実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

ア 広域一時滞りを行うべき場合やその対象者の整理

イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保

ウ バスなど被災者の移送手段の確保

- エ 広域一時滞在についての被災者の意向の把握
  - オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
  - カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
  - キ 広域一時滞在先での継続的な支援
- (5) 内閣総理大臣による協議等の代行
- 内閣総理大臣は、災害の発生により町及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在有の必要があると認めるときは、町長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、町長又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに町長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

## 第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長が実施する応急措置は、本計画の定めるところによる。

### 1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う職員
- (2) 消防機関、水防団の長及びその他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官
- (4) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官
- (5) 知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

### 2 町の実施する応急措置

- (1) 町長及びその所轄の下に行動する消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生への防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

### 3 警戒区域の設定

- (1) 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 消防職員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
- (3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

### 4 応急措置の実施

#### (1) 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、

本町区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(2) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

ア 工作物及び物件の占有に対する通知

町長は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を鷹栖町公告式条例（昭和25年条例第16号）（以下「公告式条例」という。）を準用して、町役場の掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称又は種類
- (イ) 形状及び種類
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分した期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 住民に対する緊急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

イ 水防管理者（町長）及び水防団長は、水防のため、やむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

ウ 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があるときは火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

オ 町長は、ア～エの応急措置との業務に協力援助した住民等が、そのため負傷、疾病、廃失又は死亡した場合は、補償を行う。

## 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事（上川総合振興局長）を通じて、自衛隊法第83条の規定に基づく部隊等の災害派遣を要請することができる。

### 1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 大規模な災害が発生し、又は発生が予想され、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等の応援を必要とするとき。

### 2 災害派遣要請要領

(1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式5-1）をもって要請権者である知事（上川総合振興局長）に派遣要請を要求する。また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。
- (3) 要請先等
  - ア 自衛隊の派遣要請は町長が行う。
  - イ 要請先  
上川総合振興局長（地域創生部危機対策室）
  - ウ 指定部隊等の長  
第2師団長（第2特科連隊長）

### 3 受入体制

- (1) 部隊本部設置場所  
派遣部隊との調整による。
- (2) 宿泊所及び車両、資機材等保管場所  
町所有地及び町有施設を提供する。
- (3) 連絡責任者及び連絡員  
災害派遣部隊との連絡責任者は総務部長とし、連絡員は総務部員をもって充てる。
- (4) 作業計画の樹立  
町長を指揮者とし、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を本部会議で樹立して、災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備をするものとする。

### 4 派遣部隊到着後の措置

- (1) 派遣部隊との作業計画等の協議  
町長は、関係各部長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとるものとする。
- (2) 知事への報告  
町長は、派遣部隊到着後及び必要に応じ、次の事項を知事（上川総合振興局長）に報告するものとする。
  - ア 派遣部隊の長の官職氏名
  - イ 隊員数
  - ウ 到着日時
  - エ 従事している作業の内容及び進捗状況
  - オ その他必要な事項

### 5 経費

- (1) 自衛隊の活動に要する次の費用は、町において負担するものとする。
  - ア 資材費及び機器借上料
  - イ 電話料及びその施設費
  - ウ 電気料
  - エ 水道料
  - オ くみ取り料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

### 6 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに文書（様式5-2）をもって知事（上川総合振興局長）に対しその旨を要求するものとする。ただし、文書による要求に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出するものとする。

様式5-1 災害派遣要請依頼書

年 月 日	
北海道知事 様	鷹栖町長
災害派遣要請依頼について	
このことについて、別紙災害の状況及び派遣を要請する事由書により自衛隊の災害派遣要請を依頼いたします。	
記	
1 災害の状況及び派遣を必要とする事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 派遣部隊が展開できる場所	
5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	

様式5-2 災害派遣撤収要請依頼書

年 月 日	
北海道知事 様	鷹栖町長
災害派遣撤収要請について	
年 月 日付け第 号をもって要請依頼しました災害派遣につきましては、次の日時をもって撤収されるよう要請依頼します。	
記	
撤収要請日時	年 月 日 時 分

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第4節 避難対策計画第14」による。

1 道、応援協定及び基本法による応援（受援）

(1) 道からの職員派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災地域に対し職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めるものとする。

(2) 応援協定による応援

大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」（資料9）及び「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」（資料10）のほか、予め締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(3) 基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとする。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（上川総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

2 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事からその応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくブロック内応援

被災道県	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

## 第8節 航空機及び無人航空機活用計画

災害時における航空機及び無人航空機の活用については、本計画の定めるところによる。

### 1 基本方針

災害が発生し、迅速な救急・救助活動や情報収集等の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる航空機及び無人航空機を活用する。

### 2 航空機の活動内容

#### (1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

#### (2) 救急・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

#### (3) 火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

#### (4) その他

航空機の活用が有効と認める場合

### 3 無人航空機（ドローン）の活動等

町は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、町が保有する無人航空機（ドローン）を活用する。

この際、無人航空機と他の航空機との安全確保を図るため、道のヘリコプター等運用調整班と航空機及び無人航空機の運航について必要な調整を行うものとする。

### 4 ヘリコプター運航要請の要件等

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」（資料11）に基づき、知事に対しヘリコプター運航の要請をする。

- (1) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 町の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動がもっとも有効と認められる場合

### 5 要請方法

知事（道総務部危機対策局防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

### 6 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室  
・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234

7 町の対応

町は、ヘリコプターの災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じる。

(1) 離着陸場の確保

災害発生時において、次の施設からヘリコプター離着陸場等として設定する。

ヘリコプターの離着陸適地

施設名	所在地	広さ(m)	電話番号	物資投下の可否
北野小学校グラウンド	鷹栖町12線3号	110×60	87-2302	○
鷹栖養護学校グラウンド	鷹栖町北野西3条2丁目	130×60	87-2261	○
鷹栖町民グラウンド	鷹栖町南2条3丁目	100×150		○
旧中央小学校グラウンド	鷹栖町17線12号	50×80	87-4573	○
旧北斗小学校グラウンド	鷹栖町14線16号	80×80		○
旧北成小学校グラウンド	鷹栖町22線15号	50×80		○

(2) 安全対策

ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 実施責任

町（救助法を適用された場合を含む）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

2 救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助救出活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

3 発見者の通報

救助救出を要する者を発見した者又は死傷者を伴う災害を覚知した者は、直ちに町又は警察官等へ通報するものとする。

## 第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

町長が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行うほか、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

なお、道は、町からの支援要請による救護班の派遣のための調整を行って医療提供体制の構築に努める。

### 2 医療救護活動の実施

#### (1) 町の医療救護活動

ア 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

イ 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

#### (2) 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として指定避難所のうち別に指定する場所とする。ただし、全町的な大災害の場合は、必要に応じ他の公共施設を使用するものとする。

#### (3) 救護班

ア 上川郡中央医師会長は、町長からの要請に基づき救護班を編成し、応急医療にあたるものとする。編成基準は、上川中央医師会長の定めるところによる。

イ 町の要請項目

(ア) 災害発生の時期、場所、原因及び状況

(イ) 出動の時期及び場所

(ウ) その他必要な事項

#### (4) 協力機関等

日本赤十字社北海道支部、上川郡中央医師会のほか、道の要請による医療関係機関等の協力を得て医療救護活動を実施する。

### 3 輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として鷹栖消防署等が実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、町又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

### 4 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は町内の医薬品取扱業者からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

### 5 経費負担及び損害補償

#### (1) 経費の負担、費用弁償、損害補償については、次の区分によることを原則とする。

ア 町が対策を実施する責務を有する災害の場合

イ 道が災害救助法が適用された災害の場合

ウ 企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生原因が企業体等にある場合

#### (2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき、知事が定めた額若しくは基本法の規定に準じた額に従うものとする。

また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価により、それぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。

#### (3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等が、そのため死亡、負傷若しくは疾病にかかり又は廃疾となったときはこれによって受ける損害を、救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

6 傷病者の把握

傷病者の把握については、傷病者認識票（トリアージタグ）を取り付けるとともに、救急状況調書（様式5-3）を作成するものとする。

様式5-3 救急状況調書

救 急 状 況 調 書

トリアージ タグNo.	トリアージ 区 分	氏 名	年齢	性別	住所又は 傷病者等 の 特 徴	収 容 医 療 機 関 名	取扱者名
No.				男			
				女			
No.				男			
				女			

7 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- (1) 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- (2) 当該地域を管轄する保健所長の指導のもと、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2 防疫班の編成

- (1) 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等を実施するため、防疫班を編成する。
- (2) 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

3 感染症の予防

- (1) 感染症予防上必要があると認めるときは、知事の指示及び命令に基づき、災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて、次の事項を実施する。
  - ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
  - イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
  - ウ 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
  - エ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）

- オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
- カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）
- (2) 検病調査及び保健指導等
  - ア 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、道等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
  - イ 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。
  - ウ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。
- (3) 予防接種
  - 感染症予防上必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。
- (4) 清潔方法
  - 家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は知事からの指示があった場合、必要に応じ、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施する。
  - ア ごみ
    - 収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分する。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。
  - イ し尿
    - し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用する等の方法により不衛生にならないよう処分する。
- (5) 消毒方法
  - 町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。
- (6) ねずみ族、昆虫等の駆除
  - 町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。
- (7) 生活用水の供給
  - 町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送し、生活用水の供給を実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。
- (8) 一般飲用井戸等の管理等
  - 飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。
- 4 患者等に対する処置
  - 町長は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要と認めるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。
- 5 指定避難所等の防疫指導
  - 町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。
  - (1) 健康調査等
    - 指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。
  - (2) 清潔方法、消毒方法等の実施
    - 保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。
  - (3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとし、配膳時の衛生保持及び残廃物、じん芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

(4) 飲料水の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

6 防疫資機材の調達

町が保有する防疫用資機材等を使用し、薬剤は業者から調達する。

なお、不足した場合は、上川総合振興局保健環境部保健行政室(上川保健所)等から借用するものとする。

7 家畜防疫

(1) 実施責任

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

(2) 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

## 第12節 災害警備計画

住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、北海道警察が実施する警戒、警備については、本計画によるものとする。

1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害警備

(1) 警備体制の確立

各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて別に定めるところにより災害警備本部棟を設置するものとする

(2) 応急対策の実施

ア 情報収集

町及び関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な情報を収集し共有する。

イ 住民の避難

町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導する。

ウ 救出救助

防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施する。

エ パトロール

被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たる。

オ 交通規制

災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限する。

カ 広報

災害の種別、規模、態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努める。

キ その他、死体見分等に当たる。

### 第13節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

#### 1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- (2) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

#### 2 交通規制

##### (1) 交通網の把握

町は、道路管理者及び道公安委員会と相互に綿密な連携を図り、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

##### (2) 交通規制の実施

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難な時は、現場警察官等の指示によりこれを行う。

##### (3) 関係機関との連携

交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

#### 3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

##### (1) 通知

北海道警察は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、じ後、直ちに通知する。

##### (2) 緊急通行車両の確認手続

###### ア 車両の確認

知事（上川総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

###### イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、上川総合振興局又は旭川中央警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「標章」（様式5-4）、「緊急通行車両確認証明書」（様式5-5）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、公安委員会の意思決定によって規制除外車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

(ア) 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

(イ) 確認場所

規制除外車両の確認は、旭川中央警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「標章」（様式5-6）、「規制除外車両通行証明書」（様式5-7）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記(ア)に定める自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

(ア) 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であり、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- a 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- b 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- d 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に

対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

(4) 放置車両対策

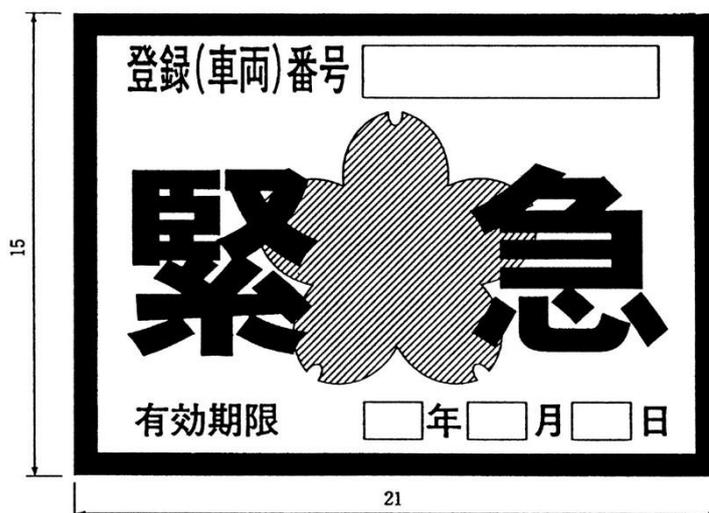
ア 北海道警察は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

様式5-4 標章



- (備考) 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年、月、日、」の文字を黒色、登録(車両)番号及び年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式5-5 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 公安委員会
番号標に表示されている番号		印 印
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備 考		

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

様式5-6 標章



- (備考) 1 色彩は記号を黄色、緑及び「除外」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式5-7 規制除外車両通行証明書

第 号		年 月 日	
規制除外車両通行証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
通行目的			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

## 第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町、国及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 1 実施責任

災害時輸送は、町長が実施責任者として必要な措置事項を実施する。

### 2 他の災害応急対策実施責任機関の業務

#### (1) 北海道庁関連

災害の救助その他公共福祉を維持するため必要があるときは、運輸局又は、空港事務所に輸送の措置を要請する。

#### (2) 北海道運輸局関連

鉄道、軌道及び自動車輸送の調整及び確保を図る。

#### (3) 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社関連

鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。

#### (4) 日本通運株式会社関連

自動車による輸送を実施する。

#### (5) 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等

北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

### 3 輸送の方法

災害時の輸送は、町が保有する車両又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

#### (1) 陸上輸送

災害時輸送において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその運送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、道（上川総合振興局）に車両の応援要請を行うとともに、上川地区トラック協会、一般乗客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者等に協力を求めるほか、状況により車両の借り上げを行う等により災害時輸送に遺漏のないようにする。

また、車両用燃料の調達先を複数箇所、別に定めておくものとする。

#### (2) 航空輸送

災害時輸送において、災害の救助その他公共の安全の維持のための航空輸送の必要がある場合、道（上川総合振興局）に航空輸送に関する必要な応援を要請する。

##### ア 物資投下可能地点

避難所として指定する各小中学校の校庭とし、その都度定める。

##### イ ヘリコプター離着陸可能地点

ヘリコプター離着陸可能地点は、本章第8節「ヘリコプター等活用計画」に示すとおりである。

#### (3) 舟艇による輸送

水害時における水中孤立者の救出救助及び物資輸送等の必要がある場合は、消防機関、自衛隊等に要請し舟艇により輸送を行うものとする。

### 4 輸送の範囲

#### (1) 被災者を避難させるための輸送

#### (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送

- (3) 被災者救出のために必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資等の輸送
- (6) その他本部が行う輸送

5 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、輸送記録簿（様式5-8）により記録しておくものとする。

様式5-8 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

鷹栖町

輸送 月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕					燃料 費	実 支 出 額	備 考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円						円	円	
計													

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。  
 2 北海道又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。  
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 「故障概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

### 第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任

##### (1) 町

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

##### (2) 北海道

道は、必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

##### (3) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

#### 2 食料の供給

町は、本計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について上川総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定により、農林水産省農産局長に直接又は上川総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

#### 主要食糧調達先

調達先	所在地	電話番号
たいせつ農業協同組合鷹栖支所	鷹栖町北1条2丁目	87-2121
あさひかわ農業協同組合北野基幹支所	鷹栖町北野西4条1丁目	87-2131

#### 3 炊き出し計画

##### (1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及びその供与は、町長が行う。

##### (2) 協力団体

鷹栖町赤十字奉仕団

##### (3) 炊き出し施設

「鷹栖町給食センター」及び「鷹栖町サンホールはびねす」とするが、不足する場合は町内の炊き出し可能な施設等へ協力を求める。

#### 4 食料の輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第14節 輸送計画」及び「第32節 労務供給計画」により措置するものとする。

#### 5 食料の配布

(1) 被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

(2) 給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配布する。

(3) 食料の配布については、町内会、防災組織の協力により、公平かつ円滑に実施する。

#### 6 費用の限度及び期間

救助法及び国民保護法が発動された場合の特例に基づく基準による。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

1 実施責任

町長は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、町民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、町民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場及び配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水を供給するものとする。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むように努めるものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水にあたるものとする。

(4) 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

2 給水の実施

(1) 給水の方法

ア 輸送による給水

被災地域に適当な補給水源がある場合は、給水タンク車及びポリ容器等により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

また、給水量が少なくかつ被災世帯が点在している場合は、ポリ袋に飲料水を注入し配送する。

給水資機材保有状況

種別	給水タンク車	ポリ容器 (200)	合計
	1台	15個	
上下水道係	1,000	300	1,300

なお、事前にタンク内の清掃・消毒を行うものとする。

この他、飲料水配布用に100及び60の給水袋を保有する。

イ 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の町民に飲料水として供給するものとする。

ウ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、可搬式浄水施設・設備、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

(2) 給水の配給順位

ア 病院・福祉施設等

イ 避難所

ウ 災害応急対策の関係機関

エ その他

(3) 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、日本水道協会道北協議会へ飲料水

の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず町に対する応急給水について必要な措置を講ずるものとする。

3 住民への周知

(1) 給水に当たっては、広報車等の巡回、SNS等、防災行政無線、町のホームページへの掲載及び町内会長への連絡等により、事前に住民に周知する。

(2) 広報内容

- ア 給水拠点の場所及び給水方法
- イ 給水時間
- ウ その他必要な事項

4 給水施設の応急復旧

共同栓、消火栓、医療用施設等の民生安定と緊急を要するものから優先的に行うものとする。

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与及び物資の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 町

町長は、災害救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する。なお、災害救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

(2) 道

ア 知事は、災害時における災害救助用物資について、町長の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。なお、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認め、など、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

イ 町に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

2 給（貸）与の対象者

災害により、日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失ったものに対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

3 実施方法

(1) 物資購入及び配分計画

ア 町が、世帯構成員別被害状況を把握して配分計画を立て、給（貸）与に当たる。

イ 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

(ア) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

(イ) 被災施設への応援、支援活動を考慮して確保する。

ウ 要配慮者、特に聴覚障がい者等に対する情報提供に留意し、要配慮者が救援物資等の提供を受けられないことのないよう配慮する。

(2) 給与又は貸与物資の種類

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、手拭、靴等）

- オ 炊事道具（鍋、釜、包丁、バケツ等）
  - カ 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）
  - キ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
  - ク 光熱材料（マッチ、ろうそく、薪、木炭、石油等）
  - ケ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの
- (3) 調達方法
- ア 町は、物資供給に必要な数量の確保を図るとともに、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し、協力を要請し、又は斡旋を求める。
  - イ 町による備蓄物資及び町内での調達が困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。
- (4) 物資の給与又は貸与
- ア 町は、調達物資の受払状況を明確にし、配分計画に基づき給（貸）与を実施する。
- 4 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄品
- (1) 毛布
  - (2) 救急セット
  - (3) 拠点用日用品セット
  - (4) 安眠セット

## 第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任

- (1) 町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。
- ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておく。
  - イ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
  - ウ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
  - エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。
- (2) 知事は、市町村等の要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

### 2 石油類燃料の確保

- (1) 町長は、石油類燃料の確保を図り、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求める。
- (2) 知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づく協力要請により、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。
- ア また、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核SS、住民拠点SS及び北海道地域サポートSSの営業状況等を把握し、市町村や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

### 3 緊急車両等への優先給油の実施

- 発災後に中核SSにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。
- (1) 緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両
  - (2) 規制除外車両事前届出済証を提示した車両

- (3) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- (4) 自衛隊車両
- (5) 優先給油対象車両証明書を提示した車両
- (6) その他、知事が必要と認めた車両

#### 4 平常時の取組

町は、重要施設等に係る燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設等管理者や町担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、町は、関係団体等と協力して、住民及び重要施設等管理者に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け、平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

### 第19節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

#### 1 上水道

##### (1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者（町長）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 住民への広報活動を行う。

##### (2) 広報

水道事業者（町長）は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

#### 2 下水道

##### (1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者（町長）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 住民への広報活動を行う。

##### (2) 広報

下水道管理者（町長）は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

### 1 災害の原因及び被害種別

#### (1) 災害の原因

- ア 暴風、竜巻、洪水、地震、その他の異常な自然現象
- イ 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- ウ 山崩れ
- エ 地滑り
- オ 土石流
- カ 崖崩れ
- キ 落雷

#### (2) 被害種別

- ア 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- イ 盛土及び切土法面の崩壊
- ウ 道路上の崩土堆積
- エ トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- オ 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- カ 河川、砂防えん堤の埋塞
- キ 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- ク 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

### 2 応急土木復旧対策

#### (1) 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

#### (2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

##### ア 応急措置の準備

- (ア) 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- (イ) 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

##### イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、又は当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して他の施設に重大な影響を与えたり町民の生活の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等の実施、若しくは他の市町村、道及び防災関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

##### ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法によりイに定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

#### (3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなどの連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

### 第21節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し町民の安全を図るために必要な事項については、本計画の定めるところによる。

#### 1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

#### 2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

#### 3 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済宅地	青のステッカーを表示する

#### 4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに町民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

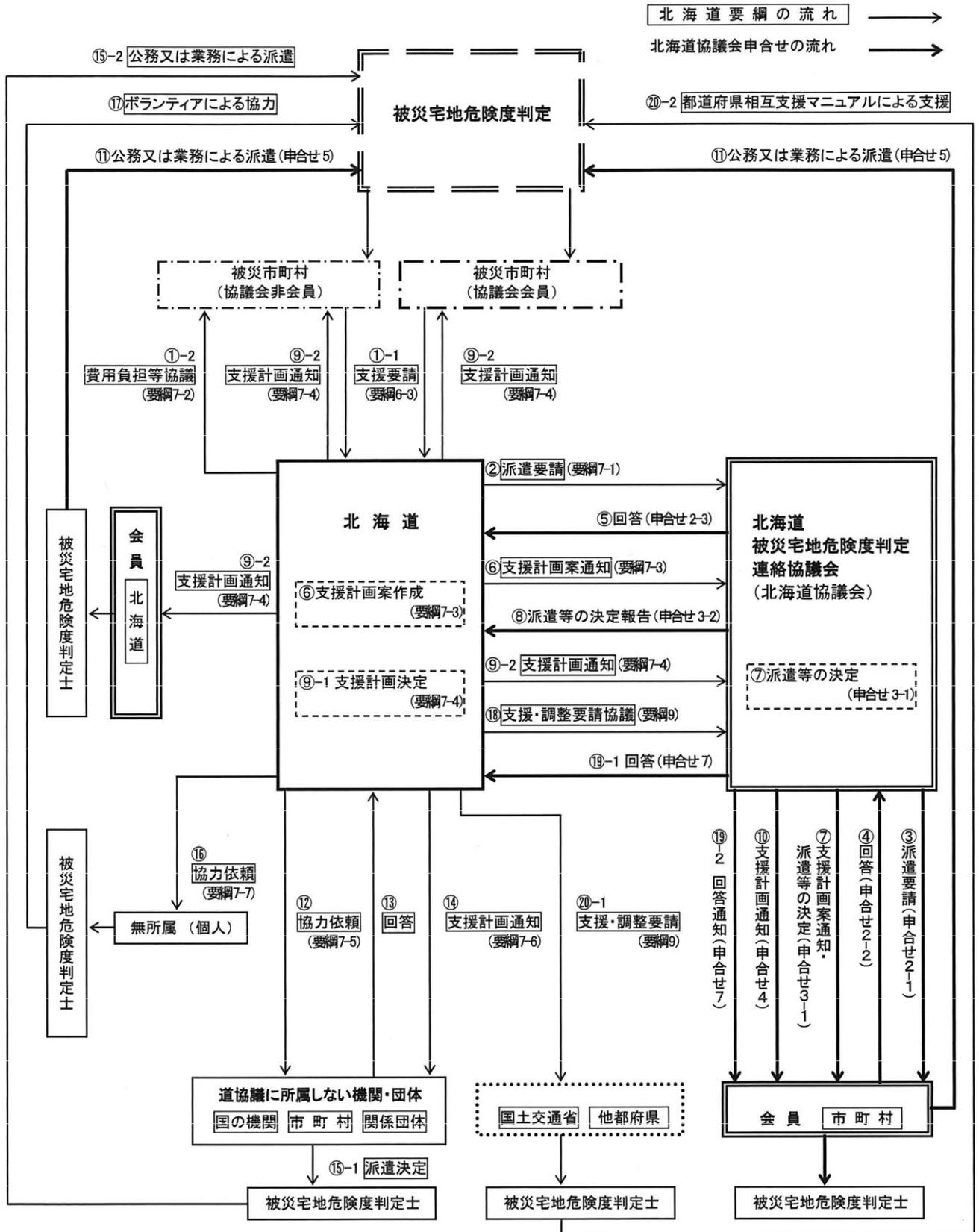
#### 5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町と道は、相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

(別図) 被災宅地危険度判定実施の流れ図

被災宅地危険度判定実施の流れ図



※被災宅地危険度判定連絡協議会ホームページ「被災宅地危険度判定実施要領」等による。

## 第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 1 実施責任者

町長は、災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施する。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 2 実施の方法

#### (1) 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

#### (2) 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

#### (3) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。

##### (ア) 建築型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

##### (イ) 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

#### イ 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者であること。

#### ウ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

#### エ 設置戸数

町長の要請に基づき知事が決定する。

#### オ 建設型応急住宅の建設地、構造等

長及び道は、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握するものとする。

#### カ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握するものとする。

(イ) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3カ月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

#### キ 費用

救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### ク 維持管理

知事が設置した場合、町長が委任を受けて維持管理する。

#### ケ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止

するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。  
また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

### 3 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

### 4 住宅の応急修理

#### (1) 対象者

- ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者
- イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

#### (2) 応急修理実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

#### (3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

### 5 災害公営住宅の建設

#### (1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他異常な天然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

#### (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

#### (3) 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、町が条例で定める金額を超えない世帯であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合、住宅共用部分工事費の2/5。

6 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

### 第23節 障害物除去計画

水害、地すべり等の災害によって、道路、住居等又はその周囲に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

- (1) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及びその他関係法令に定めるそれぞれの管理者がこれを行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。
- (2) 住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行う。

#### 2 障害物の除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりとする。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかに障害の排除を必要とする場合。
- (2) 障害物の除去が交通安全と輸送の確保に必要な場合。
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

#### 3 除去の方法

- (1) 実施責任者は、自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は、原状回復でなく応急的な除去に限るものとする。

#### 4 障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において、付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- (2) 町、道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

#### 5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

### 第24節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任

##### (1) 学校管理者等

##### ア 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

##### イ 児童生徒等の安全確保

##### (ア) 在(園)中の安全確保

在(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

##### (イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 町及び道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任により実施する。

2 応急対象実施計画

(1) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努める。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

エ 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

(2) 教育の要領

ア 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に、授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

(イ) 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

(ウ) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)

(エ) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受け入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。

(オ) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(3) 教職員の確保

道教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

(4) 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会(私立高等学校にあっては道及び学校設置者)は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免

イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

(5) 学校給食等の措置

ア 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の

上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(6) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。

エ 必要に応じて、児童生徒の健康診断を実施すること。

3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する市町村教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

## 第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び死体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

(1) 町長

救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 警察官

2 実施の方法

(1) 行方不明者の捜索

ア 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

イ 捜索の実施

町長が、消防機関及び警察官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(2) 応援要請等

ア 関係市町村等への要請

町において被災し、町のみでは捜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合又は行方不明者が流失等により他市町村に漂着又は埋没していると考えられるときは、隣接市町村及び漂着又は埋没が予想される市町村に対し、捜索の応援を依頼する。

イ 応援の要請

応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

(ア) 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

(イ) 行方不明者数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

(ウ) 応援に要する機械器具

(3) 行方不明者を発見したときの措置

行方不明者を発見したときは、家族、親類等に速やかに連絡するとともに、関係機関に通知するものとする。

(4) 遺体を発見した場合の措置

- ア 作業中又は捜索中において遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出て、警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明しない遺体は速やかに遺体収容所に連絡し、引き渡すものとする。
- イ 警察官は身分調書を作成し、医師の検案書は遺族関係者の必要に応じて作成するものとする。
- ウ 現場における検視、検案が困難な場合は、遺体安置所において行うものとする。

(5) 遺体の収容

- ア 遺体の収容は、遺体の到着順に行う。
- イ 遺体を収容したときは、遺体の遺品を整理し、納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲出する。
- ウ 身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引き渡すものとする。
- エ 身元が判明しないもので一定期間経過後引取人のないときは、行旅死亡人として取り扱うこととする。

(6) 遺体の処理

- ア 対象者  
災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が死体の処理を行うことができない者。
- イ 処理の範囲
  - (ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
  - (イ) 遺体の一時保存（町）
  - (ウ) 検案
  - (エ) 遺体見分（警察官）
- ウ 安置場所の確保  
町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

(7) 遺体の埋葬

- ア 対象者  
災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体
- イ 埋葬の方法
  - (ア) 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
  - (イ) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。
- ウ 火葬場の状況（旭川市）

施設名	所在地	電話番号	備考
旭川聖苑	旭川市東旭川町倉沼62-33	0166-39-7890	

エ 墓地の所在地（鷹栖町）

名称	所在地	備考
中央墓地	鷹栖町16線 9号	
北斗墓地	鷹栖町17線17号	
丸山墓地	鷹栖町22線11号	

3 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

道は、町の応援要請及び把握した被災状況等に基づき、広域火葬の実施が必要と判断した場合は、周辺市町村に協力を要請するなど、広域火葬に関する調整を行う。

#### 4 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の町で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

### 第26節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任

##### (1) 町

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

##### (2) 北海道

ア 上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭用動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

イ 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 家庭動物等の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

#### 3 同行避難

家庭動物との同行避難について、町は予め避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

### 第27節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長が実施する。

#### 2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋について、次の事項を明らかにし農業協同組合を通じ斡旋を要請するものとする。

なお、町内において処理不可能なときは、文書をもって上川総合振興局長を通じ、北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

- (1) 飼料（再播用飼料作物用種子を含む）
  - ア 家畜の種類及び頭羽数
  - イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
  - ウ 購入予算額
  - エ 農家戸数等の参考となる事項
- (2) 転飼
  - ア 家畜の種類及び頭数
  - イ 転飼希望期間
  - ウ 管理方法（預託、附添等）
  - エ 転飼予算額
  - オ 農家戸数等の参考となる事項

### 第28節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴って発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、予め災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に行えるように努めるものとする。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第25節「障害物除去計画」によるものとする。

#### 1 実施責任

##### (1) 町

- ア 町長は、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。
- イ 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

##### (2) 道

- ア 上川総合振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとする。
- イ 道は、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずるものとする。

#### 2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

##### (1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずる。

なお、町長は、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、適切な分別解体を行う。

この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

##### (2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、上川総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理するものとする。

- ア 環境衛生上、他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

- イ 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- ウ 前項ア及びイにおいて埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

3 清掃の方法

(1) 班の編成

ごみ処理班及びし尿処理班を次の基準に基づき編成し、処理にあたるものとする。

ア ごみ処理班

班長1名、班員2～9名

イ し尿処理班

班長1名、班員2名

(2) ごみ及びし尿処理施設

ごみ及びし尿処理施設は、次のとおりである。

ア ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力
鷹栖町一般廃棄物処理施設	鷹栖町17線18号	面積： 4, 500 m <sup>2</sup> 容積： 15, 000 m <sup>3</sup> 他

イ し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力
旭川市環境センター	旭川市東旭川町 上兵村282番地	360kl/日

(3) ごみ及びし尿処理車両

塵芥収集車：3台（直営） し尿車：1台（民間委託）

4 ごみの収集及び処理の方法

(1) 収集

被災地の住民に協力を要請し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。一般的なごみは、その後に収集するものとする。また、災害の状況により町の収集能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、民間のごみ収集業者に出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

(2) 処理

鷹栖町一般廃棄物処理施設のごみ処理施設を使用するものとするが、特別なものについては、町長が別に定める。

5 し尿の収集及び処理の方法

(1) 収集

町が委託する業者のバキューム車で実施するものとする。

(2) 処理

上記のし尿処理施設を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により迅速な処理が不可能な場合は一時集積し、後日し尿処理施設で処理する。

## 第29節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

また、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成し、円滑な活動の実施に努めるものとする。

### 1 ボランティア団体・NPOの協力

町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受ける。

### 2 ボランティアの受入れ

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、必要な人材の配置等により受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

ボランティアの受け入れ体制は別図のとおりである。

### 3 ボランティア団体・NPO等の活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障害者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネーター

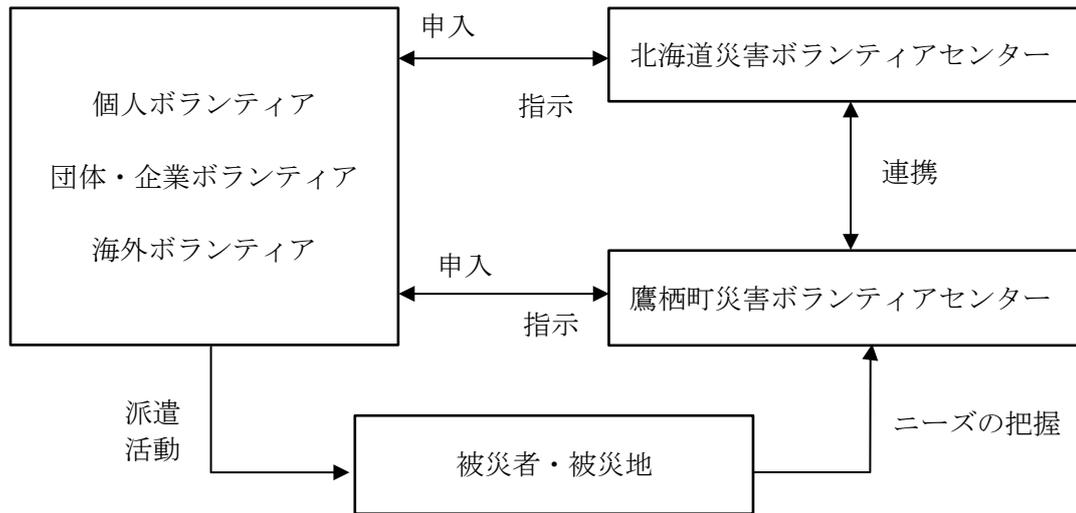
### 4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保等に努める。

(別図) 受入体系図



### 第30節 労務供給計画

災害時における災害応急対策実施に必要なとする労務者の確保については、本計画の定めるところによる。

#### 1 実施責任者

町長は、必要に応じ、災害応急対策に必要な労務者を確保する。

#### 2 供給方法

町長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、旭川公共職業安定所長に対して、次の事項を明らかにして求人申し込みをするものとする。

- (1) 職業別、性別、所要労務者数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 期間及び賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設等の状況
- (5) その他必要な事項

#### 3 民間団体への協力依頼

##### (1) 動員の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、まず奉仕団及びボランティア団体の要員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げを実施する。

##### (2) 動員の要請

本部の各部において奉仕団等の労務者を必要とするときは、次の事項を示し、総務部を通じて要請するものとする。

- ア 動員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業場所
- エ 就労予定時間
- オ 所要人員
- カ 集合場所
- キ その他参考事項

#### 4 作業の種類

- (1) 被災者の避難誘導
- (2) 医療、助産の移送
- (3) 被災者救出のための機械器具、資材の運搬、操作
- (4) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用薬品の配布
- (5) 救援物資の整理、配送及び支給
- (6) 遺体の捜索及び処理
- (7) 土木作業、清掃作業
- (8) その他

#### 5 賃金及びその他の費用負担

- (1) 賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して決定する。
- (2) その他の費用は、救助法の定めに基づいて決定する。

### 第31節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び30条の規定により、町長は、指定地方行政機関及び指定公共機関の長等に対し、職員の派遣又は幹旋を要請するものとする。

#### 1 要請権者

- (1) 要請権者は、町長又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長等」という。)
- (2) 町の委員会若しくは委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長又は知事に予め協議しなければならない。

#### 2 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
  - ア 派遣を要請する理由
  - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - ウ 派遣を必要とする期間
  - エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
  - オ ア～エに掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- (2) 職員の派遣の幹旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣幹旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
  - ア 派遣の幹旋を求める理由
  - イ 派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数
  - ウ 派遣を必要とする期間
  - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - オ ア～エに掲げるもののほか、職員の派遣の幹旋についての必要な事項

#### 3 派遣職員の身分取扱い

- (1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、双方の法令、条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

第32節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（上川総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				適用
被害区分 市町村 の人口	市町村単 独の場合	相当広範 囲な場合 (全道 2,500世帯 以上)	被害が全道 にわたり、 12,000世帯 以上の住家 が滅失した 場合	1 住家被害の判定基準 (1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失した もの又は損壊が甚だしく、補修により再 使用することが困難で具体的には、損壊、 焼失又は流失した部分の床面積が、その住 家の延床面積の70%以上に達したもの、又 は住家の主要な要素の経済的被害を住家全 体に占める損害割合で表し、50%以上に達 した程度のもの。 (2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元 通りに再使用できる程度のもので、具体的 には損壊部分の床面積が、その住家の延床 面積の20～70%のもの、又は住家の主要な 構成要素の経済的被害を住家全体に占める 損害割合で表し、20%以上50%未満のも の。 (3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的 に居住することができない状態となったも の。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実態の生活単位をい う。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した 生計を営んでいると認められる場合、個々 の生活実態に即し判断する。
	5,000人以上 15,000人未満	住家滅失 世帯数		
	40	20	市町村の被 害状況が特 に救助を必 要とする状 態にあると 認められた とき。	

3 救助法の適用手続

(1) 町長は、災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を上川総合振興局長に報告しなければならない。

(2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに上川総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- (3) 上川総合振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用し、その旨を告示するとともに、上川総合振興局長を通じて町に通知するものとする。

4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

ア 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（ただし、委託したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし委任したときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

イ 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策については、本地域防災計画の第1章から第5章及び第8章に定める計画により、必要な体制を確立して必要な措置を実施するものとし、本章においては、地震災害に関する想定及び災害予防に必要な事項を定めるものとする。

第1節 地震の想定

北海道地域防災計画では、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができるとしている。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と1993年釧路沖地震のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道での想定される地震は表6及び図6のとおりである。

なお、今後、新たな知見があった場合には、必要に応じ、地震想定を見直すこととする。

表6 「北海道での想定される地震」

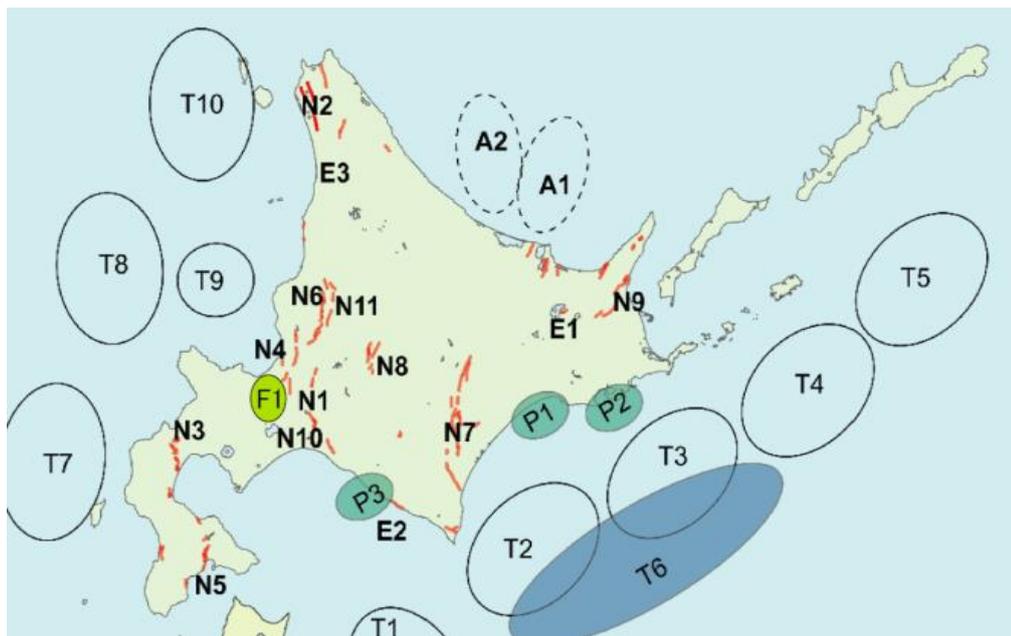
地震		断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(Km)
海溝型地震						
(千島海溝/日本海溝)						
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	-
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	-
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	-
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	-
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	-
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	-
(日本海東縁部)						
T7	北海道南西沖	-	1993年	既知	7.8	-
T8	積丹半島沖	-	1940年	既知	7.8	-
T9	留萌沖	-	1947年	既知	7.5	-
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	-
(プレート内)						
P1	釧路直下	-	1993年	既知	7.5	-
P2	厚岸直下	-	1993年型	推定	7.2	-
P3	日高西部	-	1993年型	推定	7.2	-
内陸型地震						
(活断層帯)						
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0~7.5	25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N7	十勝平野	地震本部		既知		

第6章 地震災害対策計画

地震		断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(Km)
	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
N8	富良野	地震本部		既知		
	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
(伏在断層)						
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7~7.5	-
(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	-	1938年	推定	6.5	-
E2	浦河周辺	-	1982年	推定	7.1	-
E3	道北地域	-	1874年	推定	6.5	-
(オホーツク海)						
A1	網走沖	-	未知	推定	7.8	60
A2	紋別沖(紋別構造線)	-	未知	推定	7.9	70

\*断層モデルを公表している機関・・・地震本部：地震調査研究推進本部 中防：中央防災会議

図6 「北海道で想定される地震」



## 第2節 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民が平常時より災害に対する備えを心がけるように努める。

### 1 住民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、令和6年1月の能登半島地震等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に家庭又は職場において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、被害の発生を最小限にとどめるために、次のような措置をとるものとする。

#### (1) 家庭における措置

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きした時には、周りの人に声をかけながら、周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れが収まったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ケ みんなが協力しあって、応援救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

#### (2) 職場における措置

- ア 前(1)ア～ウに同じ。
- イ 職場の消防計画に基づき行動する。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- エ 正確な情報を入手する。
- オ 近くの職場同士で協力しあう。
- カ エレベーターの使用は避ける。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

#### (3) 街など屋外でとるべき措置

- ア ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- イ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- ウ 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

#### (4) 運転者にとるべき措置

##### ア 走行中のとき

- (ア) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- (イ) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- (ウ) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (エ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

##### イ 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交

通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しない。

## 2 地震に強いまちづくり推進計画

町及び関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

### (1) 建築物の安全化

ア 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進するとともに、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

イ 町は、防災上の拠点となる役場や指定避難所、学校、医療機関など応急対策上重要な施設について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するように努める。

ウ 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策及びブロック塀の倒壊防止等の総合的な地震安全対策を推進する。

また、被災建築物からの石綿飛散による二次災害を防止するため、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3判）」（環境省）等に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

### (2) 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### (3) 通信機能の強化

町は、道及び防災関係機関との情報連絡や災害対応に必要な通信ネットワークの整備に努めるとともに、設備の耐震性の確保、通信手段の多様化、多重化に努める。

### (4) ライフライン施設等の機能の確保

ア 町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農雑用水、工業用水等の確保を図るため、主要施設の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

イ 町は、自ら保有するコンピューターやデータのバックアップ対策を講ずるものとする。

### (5) 道の地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、道が作成した全道を対象とした地震防災対策五箇年計画に基づく施設等の整備を重点的・計画的に実施する。

## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について、応急対策を定める。

なお、各事故共通の次の項目については、前述の計画を適用するものとする。

項目	章及び節	計画名称
情報収集	第5章第1節	災害情報収集・伝達計画
災害広報	第5章第3節	災害広報・情報提供計画
避難措置	第5章第4節	避難対策計画
自衛隊派遣要請	第5章第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
広域応援・受援	第5章第7節	広域応援・受援計画
救助救出	第5章第9節	救助救出計画
医療救護	第5章第10節	医療救護計画
交通統制	第5章第12節	災害警備計画
行方不明者捜索	第5章第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

### 第1節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

#### 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

##### (1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

##### (2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

## 2 災害応急対策

### (1) 情報通信

#### ア 情報通信連絡系統

それぞれの道路管理区分に応じた情報通信連絡系統は、図7-1のとおりとする。

#### イ 実施事項

- (ア) 災害発生時に、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

### (2) 応急活動体制

#### ア 災害応急対策組織

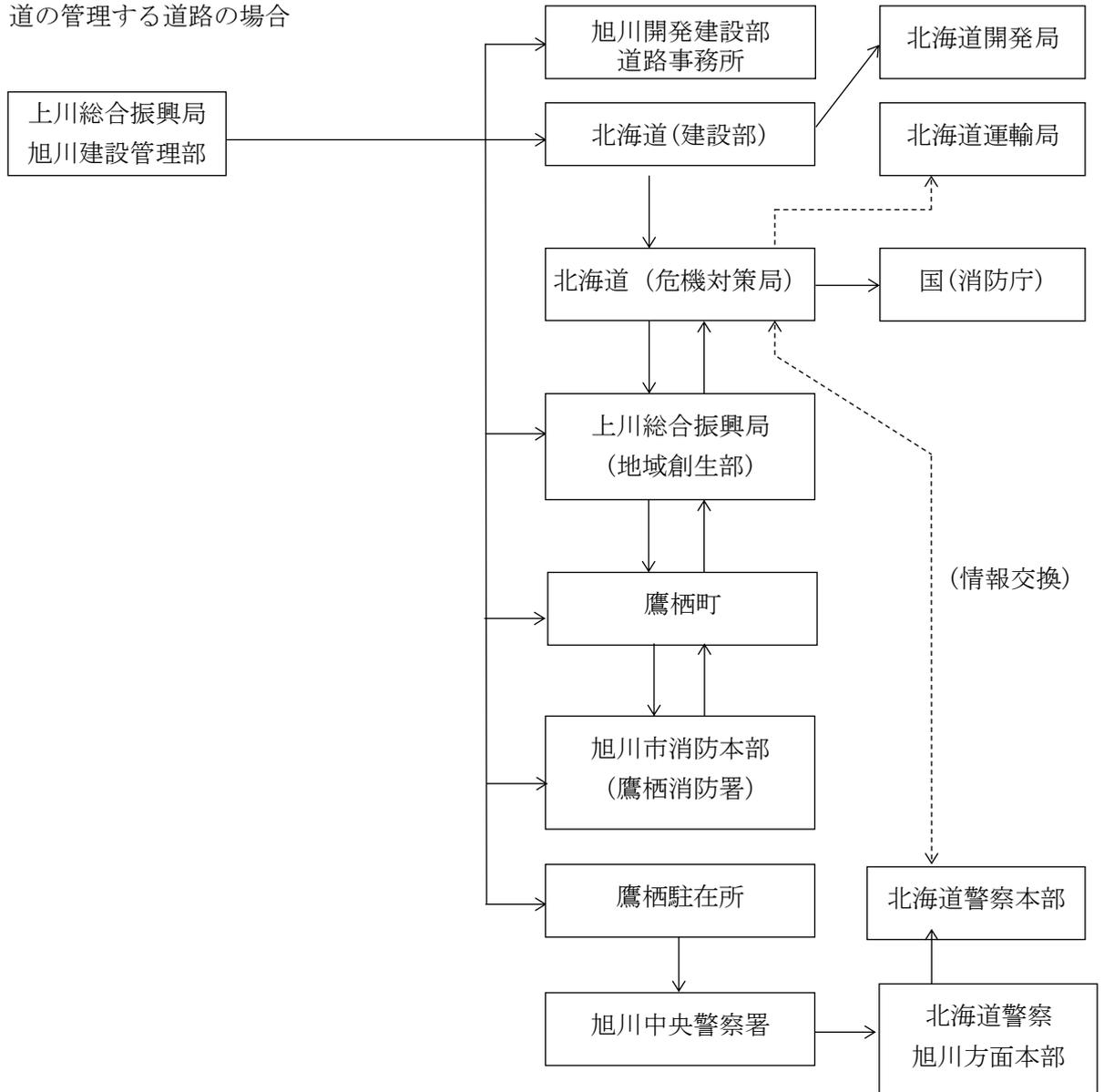
町長は、災害発生時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

#### イ 災害対策現地合同本部の設置

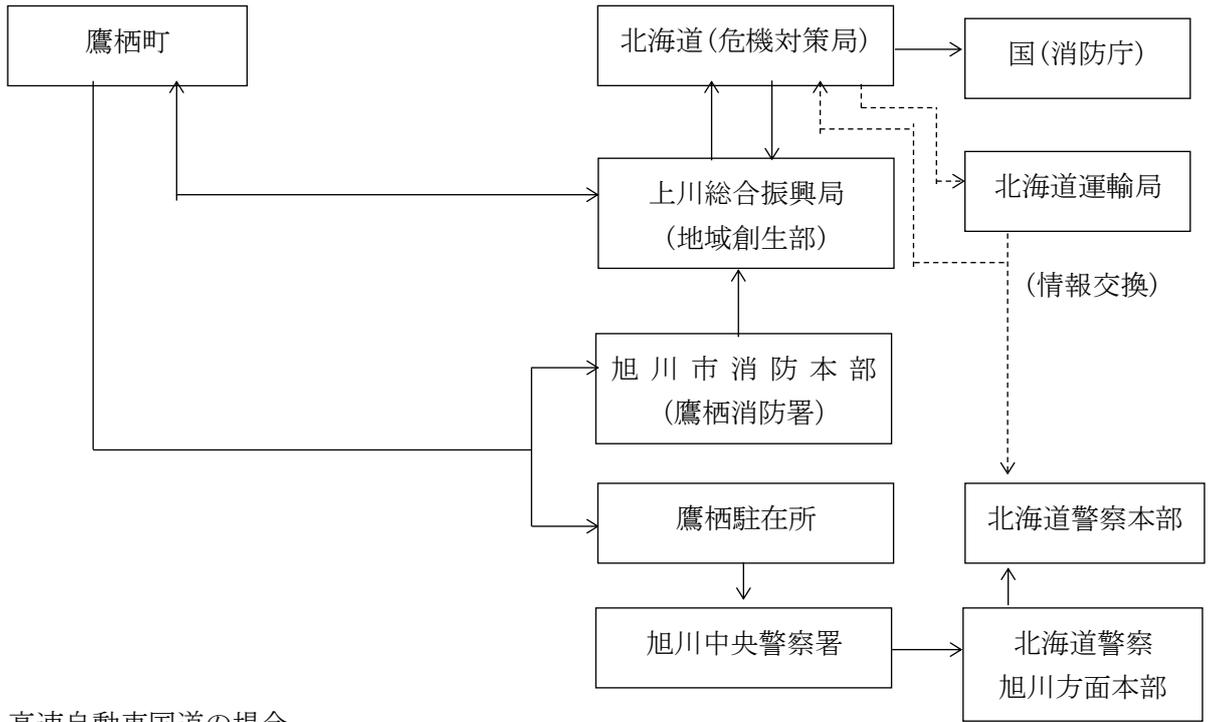
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

図7-1 「情報通信連絡系統図（道路災害）」

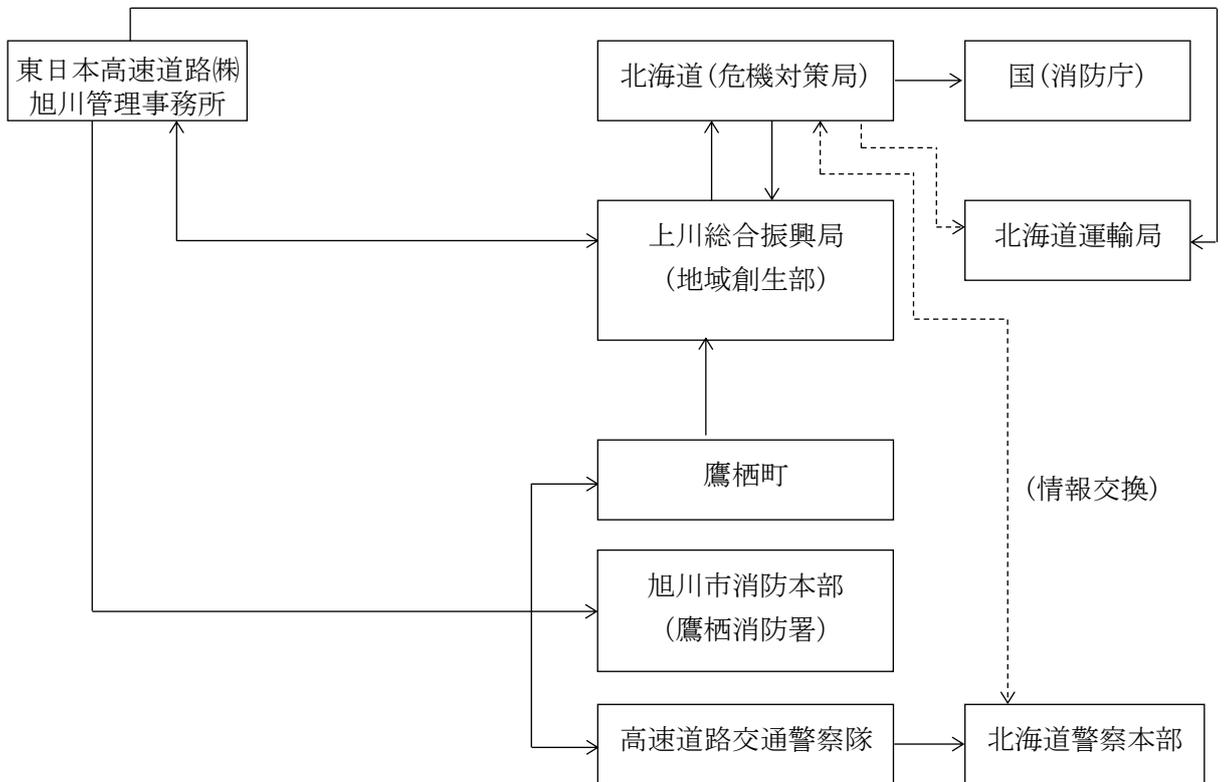
1 道の管理する道路の場合



2 町の管理する道路の場合



3 高速自動車国道の場合



## 第2節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

### 1 危険物の定義

#### (1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの  
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

#### (2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの  
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

#### (3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの  
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

#### (4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの  
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

#### (5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

### 2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

#### (1) 危険物等災害予防

##### ア 事業者

- (ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- (イ) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- (ウ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

##### イ 町（消防機関）

- (ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

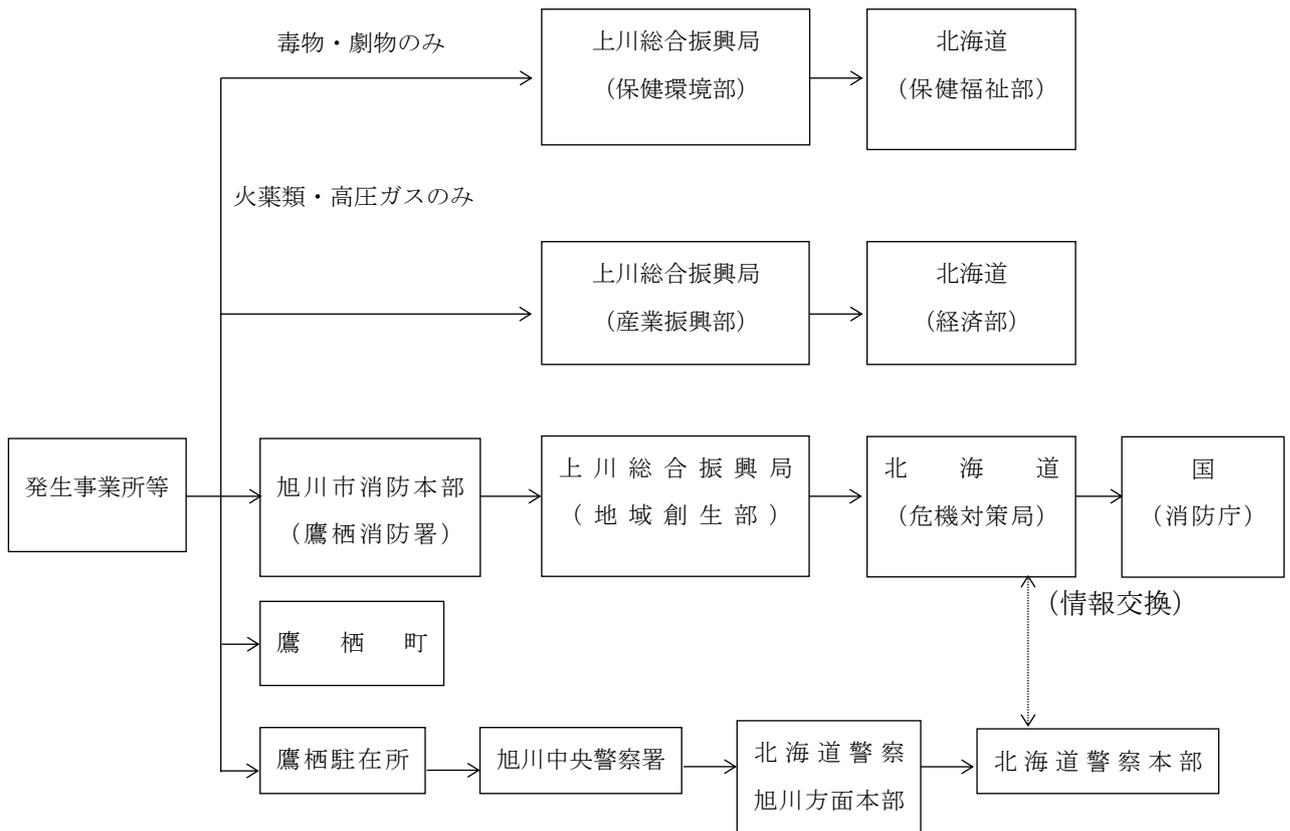
#### (2) 火薬類災害予防

##### ア 事業者

- (ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。
  - イ 町（消防機関）  
火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等、適切な指導を行う。
  - (3) 高压ガス災害予防
    - ア 事業者
      - (イ) 高压ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高压ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
      - (ロ) 高压ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高压ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高压ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。
    - イ 町（消防機関）  
火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等、適切な指導を行う。
  - (4) 毒物・劇物災害予防
    - ア 事業者
      - (イ) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
      - (ロ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。
    - イ 町（消防機関）  
火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
  - (5) 放射性物質災害予防
    - ア 事業者
      - (イ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
      - (ロ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。
    - イ 町（消防機関）  
火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。
- 3 災害応急対策  
危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の災害応急対策は、本章第1節「道路災害対策計画」の2「災害応急対策」による。  
また、情報通信連絡系統は図7-2のとおりとする。
- 4 災害拡大の防止  
危険物等による災害は、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分把握し、事業者に対する応急措置命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

図7-2 「情報通信連絡系統図（危険物等災害）」



### 第3節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

#### 1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

##### (1) 町、消防機関

###### ア 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

###### イ 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

###### ウ 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

###### エ 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

###### オ 防火思想の普及

年2回（春・秋）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等、要配慮者対策に十分配慮する。

###### カ 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的・火災予防運動の実践を推進する。

###### キ 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

###### ク 消防体制の整備

消防職員・団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

###### ケ 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

###### コ 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

#### 2 災害応急対策

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の災害応急対策は、本章第1節「道路災害対策計画」の2「災害応急対策」による。

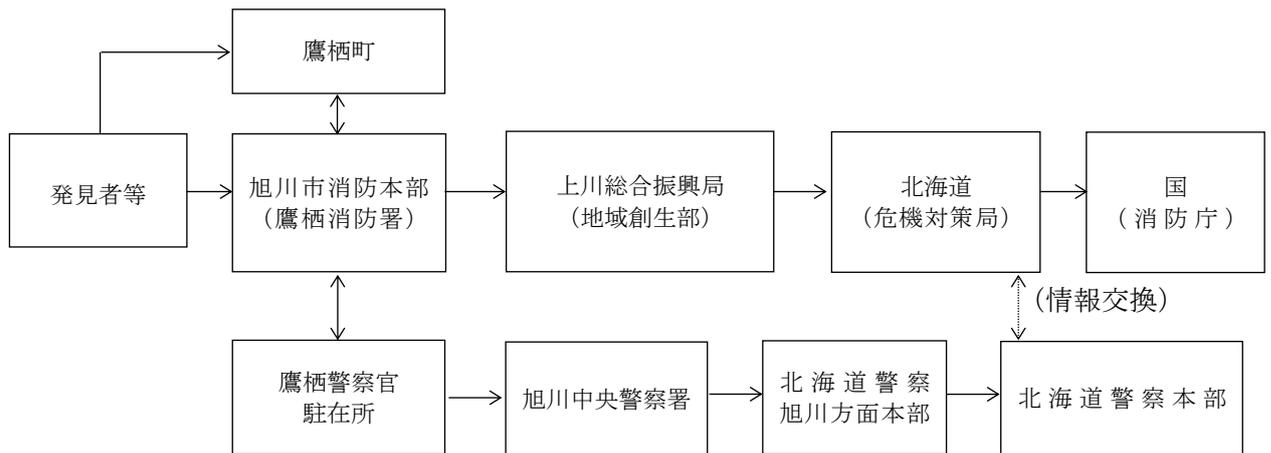
また、情報通信連絡系統は図7-3のとおりとする。

3 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

図7-3 「情報通信連絡系統図（大規模な火事災害）」



#### 第4節 林野火災消防計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画に定めるところによる。

##### 1 予防対策

###### (1) 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国、道、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

###### ア 北海道森林管理局、道、町

###### (ア) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- a タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- b 入林の承認申請や届出等について指導する。
- c 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- d 観光関係者による予防意識の啓発を図る。
- e 児童生徒による協力（標語、ポスターの募集）

###### (イ) 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して、次の事項を指導する。

- a 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び鷹栖町火入れに関する規則（昭和61年4月22日規則第16号）に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可付帯条件を遵守させる。
- b 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- c 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- d 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

###### (ウ) 消火資機材等の整備

- a 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- b ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

###### イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (ア) 入林者に対する防火啓発
- (イ) 巡視
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

###### ウ 林内事業者

林内において、森林施業、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- (イ) 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- (ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

###### エ 林野火災予消防対策協議会

(ア) 林野火災の予消防対策を推進するため、全道、地区、町の各林野火災予消防対策協議会の開催を通じ、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(イ) 町の協議会の構成

町、鷹栖町森林組合、旭川市消防本部(鷹栖消防署)、鷹栖町消防団

2 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として旭川地方気象台が発表及び終了の通報を行う。

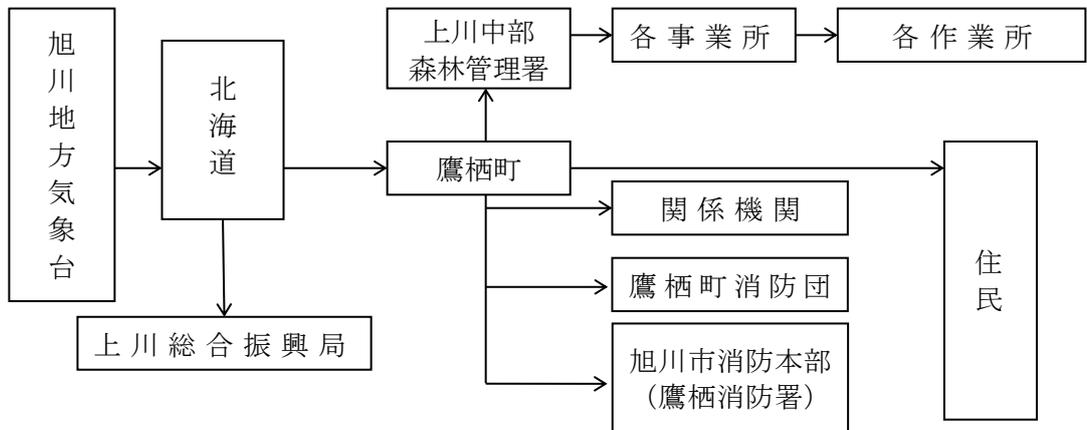
通報の種類

林野火災気象通報	説明
情報(原則として、週間予報に含める。)	いつ頃火事が発生しやすいから注意して下さい。
火災気象通報	山火事が発生し易く、甚だ危険です。
注意報解除	今まで通報した注意報は解除します。

(2) 伝達系統

旭川地方気象台から発令された通報の連絡系統及び関係機関のとるべき措置は、次のとおりとする。

ア 伝達系統



イ 関係機関の措置

(ア) 町

通報を受けた町は、消防機関へ通報する。

また、町長は通報を受けたとき又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。この際、消防機関、関係機関、住民等へ周知を図るものとする。

(イ) 関係機関

警報が発せられた場合、速やかに適切な措置を講じるものとする。

3 災害応急対策

林野火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の災害応急対策は、本章第1節「道路災害対策計画」の2「災害応急対策」による。

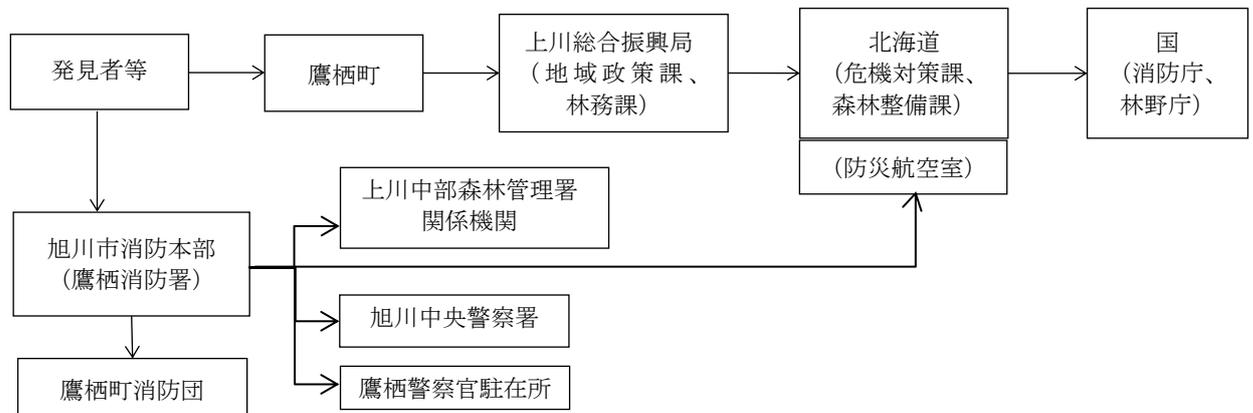
また、情報通信連絡系統は図7-4のとおりとする。

4 林野火災消防対策

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

図7-4 「情報通信連絡系統（林野火災）」



第5節 大規模停電対策計画

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。
- (イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- (ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

イ 町

- (ア) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (イ) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (ウ) 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

- (エ) 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (オ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

ウ 道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

2 災害応急対策

大規模停電が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の災害応急対策は、本章第1節「道路災害対策計画」の2「災害応急対策」によるもののほか、次の処置を行うものとする。

(1) 消防活動

- ア エレベーターの閉じ込め事故防止に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(2) 交通対策

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保、必要に応じた通行規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行う。

(3) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

非常用電源等による電力供給のみでは、電力の確保が困難な場合は、道(上川総合振興局)に対して電源車等の配備を要請するものとする。

イ 通信機器等の充電対策

スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要な機器を保有している被災者に対して、役場庁舎や管理施設等を開放した電源の供給や民間事業者等と連携した充電機器の提供等に努めるものとする。

(4) 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行う。また、必要に応じて近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対して応援を要請するものとする。

## 第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

#### 1 実施責任

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

#### 2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 地すべり防止施設
- オ 道路
- カ 下水道
- キ 公園

##### (2) 農林水産施設災害復旧事業計画

- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

#### 3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において国及び道がその全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

#### 4 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚

災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第2節 被災者援護計画

### 1 罹災証明書の交付

#### (1) 町

ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、災害による住宅等の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ 町は、災害による住宅等の被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じ、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

#### (2) 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに災害による住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

#### (3) 消防機関

町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防署長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

### 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

#### (1) 被災者台帳の作成

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

(カ) 援護の実施の状況

(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(ク) 電話番号その他の連絡先

- (ケ) 世帯の構成
- (コ) 罹災証明書の交付の状況
- (カ) 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (シ) (カ)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- (セ) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
- ウ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- エ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (2) 台帳情報の利用及び提供
  - ア 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
    - (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
    - (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
    - (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
  - イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
    - (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
    - (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
    - (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
    - (オ) その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
  - ウ 町長は、イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節2（1）イの（ス））を含めないものとする。
- 3 融資・貸付等による金融支援
 

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

  - (1) 生活福祉資金
  - (2) 母子父子寡婦福祉資金
  - (3) 災害援護資金貸付金
  - (4) 災害弔慰金
  - (5) 災害障害見舞金
  - (6) 住家被害見舞金等（北海道の見舞金・災害対策交付金を含む）
  - (7) 災害復興住宅資金
  - (8) 農林漁業セーフティネット資金
  - (9) 天災融資法による融資
  - (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
  - (11) 造林資金

- (12) 樹苗養成施設資金
- (13) 林道資金
- (14) 主務大臣指定施設資金
- (15) 共同利用施設資金
- (16) 備荒資金直接融資資金
- (17) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- (18) 勤労者福祉資金
- (19) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

#### 4 災害義援金の募集及び配分

##### (1) 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

##### (2) 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会々則の定めるところによる。

北海道災害義援金募集委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、災害救助法第15条第2及び北海道地域防災計画第10章第2節第4に基づき、北海道における災害義援金の募集に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金募集委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は日本赤十字社北海道支部(以下「日赤道支部」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、日赤道支部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(募集要綱等)

第7条 義援金募集要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は日赤道支部において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

「参考」

本委員会が実施する義援金募集業務は、災害救助法第16条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託(注)を受けている日本赤十字北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号又は所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

(注) 医療・助産・死体の処理(埋葬及び死体の一時保存を除く)に関する委託協定(昭和34年9月1日甲北海道知事乙日赤北海道支部長)

別紙

災害義援金募集事業要綱骨子

北海道災害義援金募集委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金募集要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金募集要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金募集委員会とする。  
(事務局:日本赤十字社北海道支部)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 義援金の種別  
募集する義援金は原則として現金とする。  
特定の個人・施設・団体及び地域に配分を指定する義援金又は有価証券等は特別の場合を除き募集しない。
- 6 募集期間  
都度委員会において定める。
- 7 損金等の取扱い  
委員会名をもって募集する義援金は税制上損金等の扱いになることを明記する。
- 8 義援金の受付窓口  
各構成団体(同地方組織を含む)の事務所に義援金受付窓口を設定するほか、委員会が開設する義援金口座への振込み又は街頭募金等による。
- 9 受領書の発行  
各構成団体が義援金を受領したときは、その団体の受付窓口において受領書を発行する。  
但し、寄託者が義援金の損金扱いを希望する場合は仮受領書を発行し、後刻委員会名の領収書(免税領収書)の発行手続きをとるものとする。  
(2) 街頭募金の場合は受領書は発行しない。
- 10 義援金の送金  
各構成団体において受付けた義援金は委員会が開設する義援金口座に随時送金するものとする。  
(2) 委員会口座に送金された義援金(預金利子を含む)は、募集期間終了後速やかに北海道災害義援金配分委員会が指定する口座に送金するものとする。なお、募集期間が長期に及ぶ場合は、募集期間終了前であっても、北海道災害義援金配分委員会と協議の上送金することができるものとする。
- 11 広報・周知  
義援金募集の一般への広報・周知は委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて広報するほか、各構成団体においては、立看板、懸垂幕、ビラ、その他団体が有する広報手段をもって周知する。  
(2) 義援金の募集成績は概ね1ヵ月2回程度集計し、その都度委員会名をもって新聞、ラジオ、テレビその他の方法により公表する。
- 12 義援品の取り扱い  
義援品は原則として取扱わない。
- 13 経費  
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。
- 14 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。

北海道災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害による被災者を救援するため、北海道地域防災計画第10章第2節第4災害義援金の募集及び配分に基づき北海道における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は北海道災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務局)

第3条 委員会の事務局は北海道保健福祉部福祉局地域福祉課(以下「北海道」という。)に置く。

(組織)

第4条 委員会は第1条の目的に賛同し、協力する機関又は団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

(2) 委員会の会長は、北海道保健福祉部長をもって充てる。

(3) 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員会)

第6条 委員会は会長が必要と認めるとき、又は委員の要請に基づき会長が招集する。

(2) 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(3) 会長事故あるときは、予め会長が指名した者が代理する。

(配分要綱等)

第7条 義援金配分要綱は別紙要綱骨子に拠るものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(運営)

第8条 委員会の運営に必要な庶務並びに経費は北海道において措置する。

(意見の聴取)

第9条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて関係行政機関から意見を求めることができる。

(附則)

第10条 この会則は平成19年5月30日から実施する。

北海道災害義援金募集(配分)委員会会則(昭和57年9月1日制定)は廃止する。

別紙

災害義援金配分事業要綱骨子

北海道災害義援金配分委員会会則第7条に定める要綱骨子は次のとおりとする。

- 1 義援金配分要綱名  
要綱の名称は原則として発生した災害名を冠し「〇〇災害義援金配分要綱」とする。
- 2 実施主体  
北海道災害義援金配分委員会とする。  
(事務局:北海道保健福祉部福祉局地域福祉課)
- 3 構成団体  
委員会構成団体名を明記する。
- 4 趣旨  
都度委員会において定める。
- 5 配分方法  
北海道災害義援金募集委員会から送金された義援金(預金利子を含む)は、速やかに委員会を開催し協議の上、公正・適正に被災市町村等に配分する。
- 6 広報・周知  
義援金配分結果については、その都度委員会名をもって新聞・ラジオ・テレビ等を通じて公表する。
- 7 経費  
各構成団体が義援金を募集するに当って必要とする諸経費については、その団体が負担する。  
(2) 被災地への義援金送料等については委員会において定める。但しこれらの費用を義援金より支出することは原則として行わない。
- 8 その他  
本要綱骨子に定めるものの外必要な事項は委員会において定める。